工業所有権に関する手続等の特例に関する法律

（平成二年六月一三日法律第三〇号）

【沿革略記】

○工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年六月一三日法律第三〇号をもって公布、予納、指定情報処理機関及び指定調査機関等に関係した規定のうちの一部は同年九月一二日から施行、その他は同年一二月一日から施行）

改正

（平成五年四月二三日法律第二六号附則をもって同法中改正、同六年一月一日から施行）

（平成五年一一月一二日法律第八九号をもって同法中改正、同六年一〇月一日から施行）

（平成六年一二月一四日法律第一一六号附則をもって同法中改正、同八年一月一日から施行）

（平成八年六月一二日法律第六八号をもって同法中改正、同九年四月一日から施行、現金納付制度導入に関係した改正規定は同八年一〇月一日から施行）

（平成八年六月二六日法律第一一〇号をもって同法中改正、代理権の証明等の改正規定は平成一〇年四月一日から施行、その他は同年一月一日から施行）

（平成一〇年五月六日法律第五一号をもって同法中改正、指定調査機関の指定等の改正規定は平成一〇年六月一日から施行、意匠・商標についての手続への電子化に係る改正規定は平成一二年一月一日から施行、その他は平成一一年一月一日から施行）

（平成一一年五月一四日法律第四一号をもって同法中改正、国際登録に基づく商標権に係る登録原簿の電子情報処理組織を使用した閲覧に関係した改正規定は同一三年一月一日から施行、その他は同一二年一月一日から施行）

（平成一一年五月一四日法律第四三号をもって同法中改正、同一三年四月一日から施行）

（平成一一年一二月二二日法律第一六〇号をもって同法中改正、同一三年一月六日から施行）
（平成一一年一二月二二日法律第二二〇号をもって同法中改正、同一三年一月六日から施行）
（平成一四年一二月一三日法律第一五二号をもって同法中改正、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外に関係した改正規定は同一五年二月三日から施行、その他は同一五年一〇月一日から施行）
（平成一五年五月二三日法律第四七号をもって同法中改正、特許料の引下げ等の改正規定については同一六年四月一日から、その他の改正規定については同一六年一月一日から施行）
（平成一五年五月三〇日法律第六一号をもって同法中改正、同一七年四月一日から施行）
（平成一六年六月四日法律第七九号をもって同法中改正、予納された見込額への加算に関する規定については同日から施行、指定調査機関制度等の見直しに関する規定については同年一〇月一日から施行、その他の改正規定については同一七年四月一日から施行）
（平成一七年七月二六日法律第八七号をもって同法中改正、同一八年五月一日から施行）
（平成二〇年四月一八日法律第一六号をもって同法中改正、特許料等の引下げに関係した改正規定は平成二〇年六月一日から、料金納付に係る口座振替制度の導入に関係した改正規定は平成二一年一月一日から、その他の改正規定については平成二一年四月一日から施行）
（平成二三年六月八日法律第六三号をもって同法中改正、同二四年四月一日から施行）
（平成二六年五月一四日法律第三六号附則をもって同法中改正、附則第九条の改正規定は公布の日、地域団体商標の改正規定は同年八月一日、意匠法等の改正規定の一部は同二七年五月一三日、その他の改正規定は同二七年四月一日から施行）

（平成二六年六月一三日法律第六九号をもつて同法中改正、同二八年四月一日から施行）
（平成二八年五月二七日法律第五一号をもつて同法中改正、同二八年五月三〇日から施行）
（平成二九年五月三一日法律第四一号をもつて同法中改正、同三一年四月一日から施行）
（平成三〇年五月三〇日法律第三三号をもつて同法中改正、同三一年四月一日から施行）

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律

目　次

第一章　総則（第一条・第二条）……二〇二七
第二章　電子情報処理組織による手続等（第三条―第一三条）……二〇三四
第三章　予納による納付、口座振替による納付及び指定立替納付者による納付（第一四条―第一六条）二〇六二
第四章　登録情報処理機関等……二〇七三
　第一節　登録情報処理機関（第一七条―第三五条）……二〇七三
　第二節　登録調査機関（第三六条―第三九条）……二〇九三
　第三節　特定登録調査機関（第三九条の二―第三九条の一一）……二一〇三
第五章　雑則（第四〇条―第四二条）……二一一五
第六章　罰則（第四三条―第四六条）……二一二二
附則……二一二六

第一章　総　則

（趣旨）

第一条　この法律は、電子情報処理組織の使用等により、工業所有権に関する手続の円滑な処理及び工業所有権に関する情報の利用の促進を図るため、特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）、実用新案法（昭和三十四年法律第百二十三号）、意匠法（昭和三十四年法律第百二十五号）、商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）及び特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和五十三年法律第三十号。以下「国際出願法」という。）の特例を定めるものとする。（改正、平一四法律一五二）

〔趣　旨〕

本条は、この法律の趣旨について規定したものである。

本法制定時において、先端技術分野を中心とする技術水準の大幅な向上等を背景に、工業所有権に関する出願件数の増大、出願の内容の高度化・複雑化といった状況が生じていた。他方、社会の急速な情報化の進展の中で工業所有権関係者の間にも電子情報化が浸透していることから、電子情報処理組織の使用等により、出願から審査・審判等に至る工業所有権に関する手続の円滑な処理及び工業所有権に関する情報の利用の促進を図ることが強く要請されるに至った。

このような状況に対処するため、特許庁は、昭和五九年度以来、出願から審査・審判・登録・公報の発行に至るまでの過程を総合的にコンピュータ化するいわゆるペーパーレス計画を推進しているが、本法は、ペーパーレス計画を本格

的に導入するに当たり法的手当てが必要となる項目について所要の措置を講じたものである。

本法の趣旨は、電子情報処理組織の使用等により、工業所有権に関する手続の円滑な処理及び工業所有権に関する情報の利用の促進を図るため、特許法、実用新案法、意匠法、商標法（工業所有権四法）及び特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（以下「国際出願法」という。）の特例を定めることである。

平成一四年の一部改正において、ＰＣＴ（特許協力条約）に基づく受理官庁に対する国際出願等のオンライン受付を開始するにあたり、「国際出願法」が追加された。

なお、法律の名称中の「工業所有権に関する手続等」の「等」は、縦覧・閲覧等及び公報の発行を意味する。

工業所有権に関する手続の円滑な処理を図るため、本法上講じている措置は以下のとおりである。

① 電子情報処理組織による特定手続（三条）
② 電子情報処理組織による特定処分等（四条）
③ 電子情報処理組織による特定通知等（五条）
④ 電子情報処理組織による特定手続の特例（六条）
⑤ 書面により手続をした場合の磁気ディスクへの記録の求め（七条）
⑥ 書面に記載された事項のファイルへの記録等（八条）
⑦ ファイルに記録されている事項を記載した書類の送達等（一〇条）
⑧ 予納による納付、口座振替による納付、及び指定立替納付者による納付制度の導入（一四条―一六条）
⑨ 登録情報処理機関及び登録調査機関の活用（九条、三六条等）

工業所有権に関する情報の利用の促進を図るため、本法上講じている措置は以下のとおりである。

① ファイルに記録されている事項等の縦覧・閲覧等（一一条・一二条）

② 磁気ディスク及びインターネットの利用による公報の発行（一三条）

〔**字句の解釈**〕

1 〈電子情報処理組織〉二条一項参照。

2 〈電子情報処理組織の使用等により〉「等」は、具体的には、磁気ディスク及びインターネットの使用（指定特定手続等（八条）及び公報の発行（一三条）の手段）、予納及び口座振替による納付制度並びに外部能力の活用（登録調査機関）といった措置を意味している。

3 〈工業所有権〉特許法、実用新案法、意匠法及び商標法に規定する権利の総称であり、特別会計に関する法律一九三条において用いられている。

〔**参　考**〕

1 〈従来の制度・運用と新制度〉特許法、実用新案法、意匠法及び商標法（工業所有権四法）並びに国際出願法において、手続等は原則として書面ですべきものとされている。

これに対し、平成二年に導入した新制度は、従来の書面に代えて、直接電子情報処理組織を使用し、又は磁気ディスクを使用して手続等を行う方法を導入するとともに、すべての情報を特許庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することによって、工業所有権に関する手続等を総合的にコンピュータ化するものであるが、これらの措置は、書面に基づく手続等を定める従来の法制度の下では不可能であるので、本法で手当てすることとしたものである。

2 〈ペーパーレス計画〉ペーパーレス計画は、特許庁が昭和五九年度から推進しているものであるが、その目的は、具体的には次の四項目に集約できる。

① 工業所有権の審査期間の短縮

審査における先行技術調査等に使用する資料を電子化し、審査資料の整備・再編成を容易にするとともに、機械検索の利用によりサーチ業務を効率化して審査期間の短縮を図る。

②　工業所有権情報サービスの拡充

最先端の技術情報であり、かつ技術開発の底辺を支えている特許情報を広く国民に対し提供するため、ペーパーレス計画により構築されたファイル及びデータベースを各種形態を通じて提供することにより工業所有権情報サービスの拡充を図る。

③　事務処理の効率化

特許庁においては、出願書類等を電子化して集中管理することにより、出願書類等の物流、管理等の事務処理の効率化を図る。

他方、出願人等においても、出願書類、特許情報等を電子化して管理することにより事務処理の効率化を図ることができる。

④　国際的な工業所有権情報交換等の協力の推進

諸外国との工業所有権情報の交換には、標準化等多くの課題が残されてはいるが、特許情報を電子化することによって、技術情報の国際交換がさらに進展し、発展途上国への技術援助に資することが可能となる。

（定義）

第二条　この法律において「電子情報処理組織」とは、特許庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、特許出願その他の工業所有権に関する手続（以下単に「手続」という。）をする者又はその者の代理人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。ただし、第十三条第二項及び

第三項においては、特許庁の使用に係る電子計算機と、同条第二項に規定する情報の提供を受けようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。（改正、平一四法律一五二、平一六法律七九）

2　この法律において「特許等関係法令」とは、特許法、実用新案法、意匠法、商標法、国際出願法若しくはこの法律又はこれらの法律に基づく命令をいう。（改正、平一〇法律五一、平一四法律一五二）

3　この法律において「審判長」、「審判官」、「審査官」又は「審判書記官」とは、それぞれ特許法（実用新案法、意匠法、商標法又は国際出願法において準用する場合を含む。）、実用新案法、意匠法（商標法において準用する場合を含む。）、商標法又は国際出願法に規定する審判長、審判官、審査官又は審判書記官をいう。（改正、平一〇法律五一、平一一法律四一、平一四法律一五二）

〔趣　旨〕

本条は、本法において用いられる重要な概念のうち、特に意味内容を明確化しておく必要があるものについて定義規定を置いたものである。

一項の「電子情報処理組織」とは、Electronic Data Processing System の訳語であり、一般には、情報の処理、伝達、送信、受信等を行うために設置される電子計算機及びこれと回線で接続される入出力装置等の周辺機器を含めた組織（いわゆるコンピュータシステム）全体を指すものであるが、本項は、本法における電子情報処理組織とは、特許庁の使用に係る電子計算機（入出力装置等周辺機器を含む）と出願人等（手続をする者又はその者の代理人）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を意味することを明確にしたものである。

本法制定時においては、電子情報処理組織はホストコンピュータ等の大型コンピュータと利用者側の専用入出力装置

とを専用回線で接続したオンライン情報処理システムが一般的であったが、専用回線でないインターネットが普及し、かつ利用者側の端末も汎用電子計算機（パソコン）を利用して信頼性の高いシステムを構成することが可能となった。これに対応するため、平成一四年の一部改正により、「電子情報処理組織」の定義中、利用者側の使用に係る「入出力装置」を「電子計算機」に改正した。また、インターネット経由のオンライン手続を適用の対象としている行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律においても「電子計算機」の文言が使用されている。

なお、平成一六年の一部改正において、一三条二項及び三項の規定により導入されたインターネットを利用した公報の発行については、情報の提供を受けようとする者に対する特許庁からの情報送信は「電子情報処理組織」を使用する旨規定されたため、本条にただし書を追加し、一三条二項及び三項の「電子情報処理組織」については、特許庁と情報の提供を受けようとする者の間を結ぶ電子情報処理組織を指すものとした。

二項の「特許等関係法令」については、本法制定時においては、電子情報処理組織による手続など本法に規定する措置の大部分は特許法及び実用新案法の特例に当たるものであったことから、便宜上、特許法、実用新案法及び本法自体（下位法令を含む）を「特許等関係法令」と総称することとしていたが、平成一〇年の一部改正において本法に規定する措置を意匠法及び商標法にも適用し、平成一四年の一部改正において国際出願法にも適用することとなったことに伴い、工業所有権四法、国際出願法及び本法自体（下位法令を含む）を「特許等関係法令」と総称することとしたものである。

三項の「審判長」、「審判官」及び「審査官」は、本法上、手続の名宛人、処分の主体等を規定するため「審判長」、「審判官」、「審査官」の語を用いていることから、これらはいずれも特許法、実用新案法、意匠法、商標法又は国際出願法に規定するものを指すことを明確にしたものである。

また、「審判長」、「審判官」又は「審査官」の語は、海難審判法、国税通則法、独占禁止法等において、工業所有権

四法及び国際出願法におけるものとは異なる意義で用いられており、それらとの混同を避けるために定義規定を置いたものである。

平成一一年の一部改正において、特許法等において「審判書記官」を規定したことに伴い、「審判書記官」はその業務として特定処分等のうち調書の作成、及び審判に関する書類の送達の事務を行う主体であることから、この項において、「審判書記官」についても「審判長」等と同様に定義したものである。

〔**字句の解釈**〕

1　〈入出力装置〉電子情報処理組織の一部を構成するものであって、電子計算機へ情報を入力する機能（例えば、キーボード等）と電子計算機から情報を出力する機能（例えば、ディスプレー、プリンタ等）とを併せ有する装置を意味する。

2　〈手続〉特許法において「特許出願、請求その他特許に関する手続」を「手続」というとされ（特三条二項）、他の工業所有権法にも同様の規定があるので、本法においては、これら工業所有権四法及び国際出願法の「手続」概念を総称して、「特許出願その他の工業所有権に関する手続」を「手続」ということとしている。

第二章　電子情報処理組織による手続等

（電子情報処理組織による特定手続）

第三条　手続をする者は、経済産業大臣、特許庁長官、審判長又は審査官に対する特許等関係法令の規定による手続であって経済産業省令で定めるもの（以下「特定手続」という。）については、経済産業省令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行うことができる。（改正、平一四法律一五二）

2　前項の規定により行われた特定手続は、前条第一項の特許庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイル（第五条第三項〔電子情報処理組織による特定通知等〕並びに第十三条第二項及び第三項を除き、以下単に「ファイル」という。）への記録がされた時に特許庁に到達したものとみなす。（改正、平一四法律一五二、平一六法律七九）

3　第一項の規定により行われた特定手続については、当該特定手続を書面の提出により行うものとして規定した特許等関係法令の規定に規定する書面の提出により行われたものとみなして、特許等関係法令の規定を適用する。

〔趣　旨〕

一項は、特許庁（特許庁長官、審判長又は審査官）に対する手続について、電子情報処理組織を使用して行うことができる旨を規定したもので、これによりいわゆるオンライン手続が可能となる。平成一四年の一部改正により、政府のe-Japan 重点計画（高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する重点計画）の推進のために策定されたアクションプランに

従い特定手続の拡充を図っていくため、全ての手続が特定手続に指定可能となるよう「経済産業大臣」宛の手続を対象範囲とする改正を行った。また、従来電子情報処理組織を使用して行う対象手続の指定を政令に委任していたが、平成一四年に公布された行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律においては電子情報処理組織を使用して行うことができる手続等は主務省令で定めるとしていることに鑑み、本条においても政令委任を廃止し、新たに経済産業省令に委任する改正を行った。

オンライン手続（「特定手続」）の具体的な範囲については、「経済産業省令で定めるもの」として経済産業省令（施規一〇条）に委任しているが、その範囲はペーパーレス計画の進捗に応じて順次拡大してきた。特定手続の対象となる手続としては、例えば、①特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願又は商標登録出願、②外国語書面出願の翻訳文の提出、③出願審査の請求、④意見書の提出、⑤実用新案技術評価の請求、⑥特許料等又は手数料の納付に関する申出、⑦手続補正書の提出、⑧証明、書類の交付又は閲覧の請求などが定められている。なお、電子情報処理組織による手続の対象は、特許等関係法令の規定による手続であるが、このうち特定手続の対象から除外される主な手続は次のとおりである。

①　登録異議申立て、無効審判請求等に関する手続

登録後に行われる登録異議申立て、無効審判請求等に関する手続については、費用対効果等の観点をも踏まえた段階的なシステム開発を行っている関係で、対象とされていない。なお、審判請求に関する手続のうち、拒絶査定不服審判等の請求に関する手続については、平成一〇年の一部改正により、特定手続の対象とすることとなった。

また、判定請求、行政不服申立て等に関する手続のように、独立した体系の手続であり件数も少ないものについては、システム構築の費用対効果の観点からいまだ対象とはされていない。

②　証明書等の物件の提出をその内容とする手続

パリ条約による優先権主張の証明書の提出（特四三条二項）等手続の本質が証明書の提出にあるような手続については、証明書の証明力との関係で電子情報処理組織の使用になじまないので、対象としないこととする。ただし、特許出願の際に代理権の証明書を提出する場合のように、手続の本質が証明書の提出にあるのではなく、証明書の提出は手続に付随するものにすぎない場合には、手続自体は電子情報処理組織を使用して行うことを認め、証明書は別途、補足的に提出することとする。

③　防衛目的のためにする特許権及び技術上の知識の交流を容易にするための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の議定書関係手続

同議定書三項の適用を受ける特許出願及び実用新案登録出願に関する手続についても、協定上の制約等から対象としないこととする。

④　本法施行日前の出願関係手続

工業所有権に関する手続は各事件単位で処理を行っているため、業務を画一的に行うという行政効率の観点から、従来の書面主義の下ですでに特許庁に係属している事件（施行日前の出願に係る事件）に関する手続は、対象としないこととする。ただし、現実の出願日が施行日以後であって施行日前にした出願に係る分割出願、変更出願又は補正却下後の新出願については、特許法四四条二項等の規定により、もとの特許出願の時等にしたものとみなされるが、これらの出願は、そもそも、もとの出願とは別個の独立した出願であるため、電子情報処理組織による手続の対象とすることとする。

二項は、電子情報処理組織を使用して行われた特定手続の特許庁への到達時点について規定したものである。電子情報処理組織を使用して行われた特定手続については、ファイルへの記録が完了した時点をもって特許庁に到達したものとみなし、手続が有効に成立したものとする。これは、電子情報処理組織を使用して特定手続が行われた場合、送信さ

れた情報がすべてファイルに記録されるまでには一定の時間を要するので、到達時点について疑義が生じることのないように法律上明確にしたものである。

ただし、五条三項に定められている電子情報処理組織を使用して行われた特定通知等及び一三条二項及び三項に定められているインターネットを利用した公報の発行においては、情報の発信元は「特許庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイル」となるが、情報の受信先は「第二条第一項の手続をする者又はその者の代理人の使用に係る電子情報処理組織に備えられたファイル」又は「情報の提供を受けようとする者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル」となるため、電子情報処理組織を使用して行われた特定通知等を規定した五条三項及びインターネットを利用した公報発行を規定した一三条二項及び三項の「ファイル」については三条二項のファイルの定義の対象外としている。

三項は、電子情報処理組織を使用して行われた特定手続の効果について規定したものである。特許等関係法令においては、原則として、書面により手続を行うことが規定されているので、これらの規定を適用する場合に、電子情報処理組織を使用して行われた特定手続は書面の提出により行われたものとみなし、特許等関係法令の適用上書面により行われた手続と同じ効果を有することとしたものである。例えば、特許法七〇条一項は、「特許発明の技術的範囲は、願書に添付した特許請求の範囲の記載に基づいて定めなければならない」旨規定しているが、電子情報処理組織により特許出願が行われた場合には、「ファイルに記録された特許請求の範囲の記録」を「特許請求の範囲の記載」とみなして適用しようとする趣旨である。

〔**字句の解釈**〕

1　〈ファイル〉法令上、一定の目的のために同種類の性質を有する情報をまとめた電磁的記録物又は電磁的記録の集合を意味する。ここでは、特許庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルを「ファイル」ということとしている。

2　〈書面〉手続をする者が手続に際して特許庁に提出する必要事項を記載した紙面をいう（特三〇条三項、一四二条一項等）。ただし、主要な手続に係る「書面」は、特許法上は特定の名称（「願書」、「明細書」（特三六条）、「請求書」（特四八条の四等）、「手続補正書」（特一七条四項）等）で規定されている。

（電子情報処理組織による特定処分等）

第四条　経済産業大臣、特許庁長官、審判長、審判官、審査官又は審判書記官は、特許等関係法令の規定による処分若しくは判定又は審判に関する記録その他の特許等関係法令の規定により文書をもって行うものとされている行為であって経済産業省令で定めるもの（以下「特定処分等」という。）については、経済産業省令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行うことができる。（改正、平一一法律四一、平一四法律一五二）

2　前項の規定により行われた特定処分等については、当該特定処分等を文書をもって行うものとして規定した特許等関係法令の規定に規定する文書をもって行われたものとみなして、特許等関係法令の規定を適用する。

〔**趣　旨**〕

一項は、経済産業大臣、特許庁長官、審判長、審判官、審査官又は審判書記官が行う処分等について電子情報処理組織を使用して行うことができる旨を規定したものである。

この方法の対象となる処分等（「特定処分等」）の具体的な範囲については、「経済産業省令で定めるもの」として経済産業省令（施規二三条）に委任しているが、その範囲はペーパーレス計画の進捗に応じて拡大してきた。特定処分等の対象となる処分としては、①特定手続又は指定特定手続の却下の処分、②拒絶をすべき旨の査定、③特許をすべき旨の査定、④補正の却下の決定、⑤審決（再審の審決又は決定を除く）、⑥判定、⑦調書の作成などが定められている。

二項は、電子情報処理組織を使用して行われた特定処分等の効果について規定したものである。三条三項（電子情報処理組織による特定手続の法令適用上のみなし）と同様の趣旨から、電子情報処理組織を使用して行われた特定処分等は文書をもって行われたものとみなし、特許等関係法令の適用上文書により行われた処分等と同じ効果を有することとした。

なお、平成一四年の一部改正において、電子情報処理組織を使用して行われる特定処分等における記名押印に代わる措置については経済産業省令において規定することとしたのに伴い、三項を削除した。

〔**字句の解釈**〕

1　〈処分〉審査、審判等において特許庁が行う手続の却下、査定、審決、決定等をいう。

2　〈判定又は審判に関する記録〉調書の作成（特一四七条）のことをいう。

3　〈特定処分等〉経済産業大臣、特許庁長官、審判長、審判官、審査官又は審判書記官が行う特許等関係法令（工業所有権四法、国際出願法若しくは本法又はこれらの下位法令）の規定による処分若しくは判定又は審判に関する記録のうち電子情報処理組織を使用して行うことができる処分等をいう。

4　〈文書〉特許庁が処分等に際して紙片に文字その他の符号をもって当該処分等の内容を表示したもの（特五二条一項、特五三条二項、特一五七条二項等）。

（**電子情報処理組織による特定通知等**）

第五条　経済産業大臣、特許庁長官、審判長又は審査官は、特許等関係法令の規定による通知又は命令であって経済産業省令で定めるもの（以下「特定通知等」という。）については、経済産業省令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行うことができる。ただし、特許等関係法令の規定によりその特定通知等を書類の送

達により行うものとされている場合において、当該特定通知等の相手方が、送達を受ける旨の経済産業省令で定める方式による表示をしないときは、この限りでない。（改正、平一一法律一六〇、平一四法律一五二）

2　前項ただし書に規定する場合において、当該特定通知等に関する事務を電子情報処理組織を使用して行うときは、当該事務は特許庁長官が指定する職員又は審判書記官が取り扱うものとする。（改正、平一一法律四一）

3　第一項の規定により行われた特定通知等は、第二条第一項〔電子情報処理組織〕の手続をする者又はその者の代理人の使用に係る電子計算機（特許庁の使用に係るものを除く。）に備えられたファイルへの記録がされた時に当該特定通知等の相手方に到達したものとみなす。（改正、平一四法律一五二）

4　第一項の規定により行われた特定通知等については、当該特定通知等を手続に係る書面の副本、処分に係る文書の謄本その他の書類の送達等（送達又は送付をいう。以下同じ。）により行うものとして規定した特許等関係法令の規定に規定する書類の送達等により行われたものとみなして、特許等関係法令の規定を適用する。

5　第二項に規定する特許庁長官が指定する職員又は審判書記官が特定通知等に関する事務を電子情報処理組織を使用して行ったときは、特許法第百九十条〔送達〕（実用新案法第五十五条第二項、意匠法第六十八条第五項又は商標法第七十七条第五項において準用する場合を含む。）において準用する民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百九条〔送達報告書〕の規定による送達に関する事項を記載した書面の作成及び提出に代えて、当該事項を電子情報処理組織を使用してファイルに記録しなければならない。（改正、平五法律二六、平八法律一一〇、平一〇法律五一、平一一法律四一）

〔趣　旨〕

一項本文は、経済産業大臣、特許庁長官、審判長又は審査官が行う通知等について、電子情報処理組織を使用して行

うことができる旨を規定したものである。

この方法の対象となる通知等（「特定通知等」）の具体的な範囲については、「経済産業省令で定めるもの」として経済産業省令（施規二三条の四）に委任しているが、その範囲はペーパーレス計画の進捗に応じて拡大してきた。特定通知等の対象となる通知としては、例えば、①特定手続又は指定特定手続の補正の命令、②拒絶理由通知、③査定及び審決の謄本の送達、④補正の却下の決定の謄本の送達、⑤実用新案技術評価書の謄本の送達などが定められている。

一項ただし書は、通知のうちでも特に書類の送達によるものとされているものを電子情報処理組織を使用して行う場合（いわゆる「オンライン送達」）について規定したものである。書類の送達に関して、特許法等においては民事訴訟法の規定を準用し（特一九〇条）、送達すべき書類を民事訴訟法に準じた方法により送達することとしているが、これは、送達すべき内容を相手方に確実に了知させること及び後日の紛争防止のため送達の事実を明らかにすることを目的としている。このため、書類の送達に代えて電子情報処理組織を使用して特定通知等を行う場合においてもこの目的にかなうよう、相手方が送達を受ける意思があることを経済産業省令で定める方式（識別番号並びに電子署名及び電子証明書の送信又は識別番号及び暗証番号の入力のうちいずれか）による表示により確認した上で行うこととしたものである。

二項は、書類の送達によるものとされているものを電子情報処理組織を使用して行う場合の送達事務取扱者について規定したもので、この場合の事務は、書類の送達の場合と同様、審判書記官及び特許庁長官が指定する職員が取り扱うこととしている。

三項は、電子情報処理組織を使用して行われた特定通知等の当該特定通知等の相手方への到達時点について規定したものである。三条二項（電子情報処理組織による特定手続の到達時点のみなし規定）と同様の趣旨から、電子情報処理組織を使用して行われた特定通知等については、通知等の相手方たる出願人等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録が完了した時点をもって相手方に到達したものとみなし、到達時点を明確にしたものである。

四項は、電子情報処理組織を使用して行われた特定通知等の効果について規定したものである。三条三項（電子情報処理組織による特定手続の法令適用上のみなし）と同様の趣旨から、電子情報処理組織を使用して行われた特定通知等は書類の送達・送付により行われたものとみなし、特許等関係法令の適用上書類の送達・送付により行われた通知等と同じ効果を有することとしたものである。

五項は、送達により書類を送付するものとされているものを電子情報処理組織を使用して行う場合の送達証書に代わる記録について規定したものである。

特許法一九〇条において準用する民事訴訟法一〇九条は、送達の事実を明らかにしておく必要から送達をなした吏員が作成すべき送達報告書について規定しているが、送達を電子情報処理組織を使用して行った場合も、同様の理由から、送達報告書に記載すべきこととされている送達に関する事項をファイルに記録することとしたものである。なお、本項は平成八年の民事訴訟法の改正に伴い改正されたが、これは引用する民事訴訟法の規定の条番号を変更したものであり、実質的な内容変更を伴うものではない。

また、本法の対象として意匠法及び商標法の通知又は命令を特定通知等とすることから、平成一〇年の一部改正において、意匠法及び商標法の関係規定が追加された。

また、平成一一年の一部改正において、審判書類の送達を審判書記官が行うこととしたことに伴い、電子情報処理組織を使用して行う者に、審判書記官を追加した。

〔**字句の解釈**〕

1　〈通知又は命令〉ここでいう「通知」は、書類の送達・送付といった一定の方式によるものも含めた広い概念の通知をいう。また「命令」とは、特許庁が手続をした者に対して行う補正命令（特一七条三項、特一三三条一項及び二項等）をいう。

2　〈特定通知等〉経済産業大臣、特許庁長官、審判長又は審査官が行う特許等関係法令（工業所有権四法、国際出願法若しくは本法又はこれらの下位法令）の規定による通知又は命令のうち電子情報処理組織を使用して行うことができる通知等をいう。

3　〈書類〉特許庁に提出された書面及び特許庁が作成した文書の集合体ないしは総称（特一八六条、特一八九条等）。

4　〈送達〉特許法一八九条―一九二条参照。

5　〈副本〉「正本」に対する用語であって、正本たる書面の本来の目的以外の目的に用いるために、手続をする者が作成した正本と同一内容の書面をいう（特一三四条一項等）。

6　〈謄本〉「原本」に対する用語であって、特許庁が作成した原本たる書類と同一の文字、符号を用いて原本の内容を完全に写し取った書類をいう（特五二条二項、特一八六条等）。

（電子情報処理組織による特定手続の特例）（見出し改正、平一〇法律五一）

第六条　電子情報処理組織を使用して特定手続を行う者は、電気通信回線の故障その他の事由により当該特定手続を行うことができない場合において、特許庁長官が必要があると認めるときは、電子情報処理組織の使用に代えて、経済産業省令で定めるところにより、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）の提出によりその特定手続を行うことができる。（改正、平一〇法律五一、平一四法律一五二）

2　第三条第三項〔電子情報処理組織による特定手続の効果〕の規定は、前項の規定により行われた特定手続に準用する。（改正、平一〇法律五一）

3　特許庁長官は、第一項の規定により特定手続が磁気ディスクの提出により行われたときは、当該磁気ディスク

に記録された事項を、経済産業省令で定めるところにより、ファイルに記録しなければならない。（改正、平一〇法律五一、平一一法律一六〇）

〔趣　旨〕

一項は、経済産業大臣、特許庁長官、審判長又は審査官に対する手続について、磁気ディスクの提出により行うことができる旨を規定している。

この方法の対象となる手続の具体的範囲は、特定手続、すなわち電子情報処理組織を使用して行うことのできる手続の範囲（電子情報処理組織の使用により行える手続の範囲、特例法三条一項）と同一であること、磁気ディスクの提出により行い得る場合について、電子情報処理組織を使用して行う特定手続が電気通信回線の故障その他の事由により行うことができない場合に限定することとしている。

磁気ディスクの提出により特定手続を行う場合の具体的な方法については、「経済産業省令で定めるところにより」として経済産業省令に委任している。経済産業省令では、磁気ディスクの提出により特定手続を行う場合には、当該特定手続を書面の提出により行う場合に特許等関係法令の規定において当該書面に記載すべきこととされている事項を記録した磁気ディスクを特許庁に提出しなければならないことが定められている（施規二五条）。例えば、電子情報処理組織の使用に代えて磁気ディスクの提出により特許出願をする場合には、特許法三六条において願書、明細書、特許請求の範囲、図面又は要約書に記載すべきこととされている事項をフレキシブルディスクや光ディスクに記録して特許庁長官に提出することとなる。

二項は、磁気ディスクの提出により行われた特定手続の効果について規定したものであり、三条三項（電子情報処理組織による特定手続の法令上のみなし）の規定を準用し、磁気ディスクの提出により行われた特定手続は書面の提出により

行われたものとみなし、特許等関係法令の適用上書面の提出により行われた手続と同じ効果を有することとしたものである。

三項は、電子情報処理組織の使用に代えて特定手続が磁気ディスクの提出により行われた場合の特許庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録について規定するものである。これにより、磁気ディスクの提出により行われた特定手続をコンピュータにより処理することが可能となる。

〔**字句の解釈**〕

1　〈電気通信回線の故障〉特許庁の使用に係る電子計算機と手続をする者等の使用に係る電子計算機入出力装置とを接続する電気通信回線（インターネット網）の故障をいう。

2　〈その他の事由〉インターネット網を物理的又は技術的に引くことができない場合、又は電気通信回線の役務を提供している者以外の、例えば、手続をする者等の責によらない屋内配線の故障等が該当する。

3　〈磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）〉括弧書きの意義については特許法二七条の〔字句の解釈〕6参照。ここでは、将来の技術の進展に応じて記録媒体を選択できるよう、「磁気ディスク（・・・）」という規定となっており、これにより、技術的な意味での磁気ディスクのほか、磁気テープ、光ディスク、ＩＣメモリ等の記録媒体も本法上「磁気ディスク」に含まれることとなる。ただし、現時点で出願等の手続に際して採用可能な記録媒体は、普及度、経済性、容量等の点で「フレキシブルディスク」及び「光ディスク」であるため、前述のとおり経済産業省令において使用可能な記録媒体をフレキシブルディスク及び光ディスクに限定して規定している。

（**書面の提出による手続等**）

第七条　特定手続のうち特許出願その他の経済産業省令で定めるもの（以下「指定特定手続」という。）を書面の提出により行った者は、特許庁長官に対し、その手続に係る書面に記載された事項を磁気ディスクに記録すべきことを、当該手続をした日から経済産業省令で定める期間内に、経済産業省令で定めるところにより、求めなければならない。（改正、平一〇法律五一、平一一法律一六〇、平一四法律一五二）

2　特許庁長官は、指定特定手続が前項の規定による方式に違反しているとき又はその手続について第四十条第一項第一号〔手数料〕の規定により納付すべき手数料を納付しないときは、相当の期間を指定して、当該手続の補正をすべきことを命ずることができる。（改正、平一〇法律五一、平一四法律一五二）

3　特許庁長官は、前項の規定により手続の補正をすべきことを命じた者が同項の規定により指定した期間内にその補正をしないときは、当該手続を却下することができる。（改正、平八法律六八）

〔**趣　旨**〕

本条は、指定特定手続（電子情報処理組織を使用して行う手続のうち特許出願その他経済産業省令で定めるもの）が、書面の提出により行われた場合、当該手続に係る書面に記載された事項を磁気ディスクに記録すべきことを、当該手続後一定期間内に、求めなければならない旨を規定したものである。

特許庁においては、指定特定手続が書面の提出により行われた場合も含めすべてファイルに格納し、庁内のすべての事務・審査処理をコンピュータを用いて画一的・効率的に行うこととしている。このため、書面の提出により行われた手続は、オンラインにより手続を行う者との費用負担の公平性の観点から、当該書面提出者の責任と負担において書面に記載された事項を磁気ディスクに記録し、ファイルに格納することとしている。

なお、平成一四年に行政機関の手続等についてオンラインによる手続も可能とする行政手続等における情報通信の技

術の利用に関する法律が整備されたことに伴い、特許等関係法令においても対象となる特定手続が拡大されたため、特定手続のうち特許出願その他経済産業省令で定めるものを「指定特定手続」として定義し、当該手続が書面の提出により行われた場合には、当該書面に記載された事項を磁気ディスクに記録すべきことを求めなければならないとする改正を行った。

一項は、特定手続のうち、書面の提出により行われた場合に特許庁のファイルに格納するための所要の手続をしなければならないものを指定特定手続として経済産業省令で定めることとし、この指定特定手続を書面の提出により行った者は、特許庁長官（九条の規定により登録情報処理機関が情報処理業務を行う場合にあっては登録情報処理機関。同条三項参照）に対し、当該手続に係る書面に記載された事項を磁気ディスクに記録すべきことを当該手続後一定期間内に求めなければならない旨を規定したものである。なお、「書面の提出により行った者」には、三条三項及び六条二項の規定により書面の提出により手続が行われたものとみなされる場合の手続をする者（電子情報処理組織の使用又は電子情報処理組織の使用に代えて磁気ディスクの提出により手続を行う者）は、当然含まれない。

二項及び三項は一項の補充的措置の規定に反した場合の扱いを定めている。すなわち、書面提出者が一項の規定による方式に違反した場合（具体的には、前述の一定期間内に磁気ディスクへの記録を求めなかった場合又は経済産業省令で定める方式に反している場合）又は磁気ディスクへの記録の手数料（四〇条一項一号）を納付しなかった場合には、もとの手続について相当の期間を指定して補正を命じ、指定した期間内に補正をしない場合、当該手続を却下することができることとしたものである。なお、書面の提出により行われた指定特定手続について、一項の規定による方式に則った磁気ディスクへの記録の求めがされないということは、その手続自体の「方式違反」とは言えず、特許法一七条三項二号（本法四一条二項において準用）に該当しないので、独立の規定を設けたものである。

なお、平成八年の一部改正においては、三項中の「無効」を「却下」に改めたが、これは特許法一八条の改正と同趣

旨のものである。

（書面に記載された事項のファイルへの記録等）

第八条　特許庁長官は、指定特定手続その他経済産業大臣、特許庁長官、審判長又は審査官に対する手続であって経済産業省令で定めるもの（以下「指定特定手続等」という。）が書面の提出により行われたときは、指定特定手続にあっては前条第一項の磁気ディスクに記録された事項を、それ以外の指定特定手続等にあっては当該書面に記載された事項を、経済産業省令で定めるところにより、ファイルに記録しなければならない。（改正、平一〇法律五一、平一一法律一六〇、平一四法律一五二、平一六法律七九）

2　書面の提出により行われた指定特定手続等について前項の規定によりファイルに記録された事項は、当該書面に記載された事項と同一であると推定する。（改正、平一四法律一五二）

3　特許庁長官は、前項のファイルに記録された事項が同項の書面に記載された事項と同一でないことを知ったときは、直ちに当該ファイルに記録された事項を訂正しなければならない。

4　何人も、第二項のファイルに記録された事項が同項の書面に記載された事項と同一でないことを知ったときは、特許庁長官に対し、その旨を申し出ることができる。

5　特許庁長官は、特定処分等が文書をもって行われたときは、当該文書に記載された事項を、経済産業省令で定めるところにより、ファイルに記録しなければならない。（改正、平一一法律一六〇）

〔趣　旨〕

本条は、書面の提出により手続が行われた場合における当該書面に記載された事項について、特許庁の電子計算機に

備えられたファイルへの記録等に関する規定である。

一項は、書面の提出により指定特定手続及び経済産業大臣、特許庁長官、審判長又は審査官に対する手続であって経済産業省令で定めるもの（「指定特定手続等」）が行われた場合、その内容をファイルに記録する旨を規定している。すなわち、書面による特定手続の場合、七条一項の措置の対象となる手続については、書面提出者の求めに応じて作成された磁気ディスクの記録事項を、また、七条一項の措置の対象外の手続については、当該書面に記載された事項をそれぞれファイルに記録することとする。

指定特定手続以外の指定特定手続等としては、特許料・登録料の納付の申出等がある（施規三四条の二）。

二項は、一項の規定によりファイルに記録された内容と提出された書面に記載された内容との同一性を推定している。書面の提出により行われた手続については、これをファイルに記録した後も、法律上処分等の対象となるのは当該書面の内容である。他方、審査等具体的な特許庁の事務処理については、業務の迅速な処理を図る観点から、ファイルを使用して行うこととなる。そのために、ファイルへの記録については、もとの書面の内容と相違することがないよう万全の対策をとることとしており、その結果、きわめて高い精度が確保されることが見込まれている。そこで、こうした措置を前提として、ファイルに記録された事項を特許庁の事務処理に使用する根拠を明らかにするため、ファイルに記録された事項は、特許庁の処分等の対象たる提出書面に記載された事項と同一であると推定する旨の規定を置いたものである。

三項は、ファイルの記録に誤りがあることを特許庁長官が知ったときは、直ちに当該ファイルの記録を訂正しなければならない旨規定している。これは、仮にファイルの記録が書面の内容と異なっていた場合でも、あくまでも書面の内容が特許庁の処分等の対象となるものであることから、ファイルの記録に誤りがある状態を放置しておくのは好ましくないことによる。

四項は、何人も、ファイルの記録に誤りがあることを知ったときは、特許庁長官にその旨を申し出ることができ、訂正の端緒とする（申出を受けて、特許庁長官は、三項に基づく訂正をする）こととする。「何人も」の中には、当該手続をした者のほか、第三者も含まれる。

五項は、六条三項、本条一項と同様の趣旨から、文書をもって行われた特定処分等についてもファイルに記録することとする旨規定している。

なお、平成一四年に行政機関の手続等についてオンラインによる手続も可能とする行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律が整備されたことに伴い、特許等関係法令においても対象となる特定手続が拡大されたため、七条の改正と同様に本条においても所要の改正を行った。

〔**字句の解釈**〕

1　〈指定特定手続等〉経済産業大臣、特許庁長官、審判長又は審査官に対する特許等関係法令の規定による手続のうち特許庁の電子計算機に備えられたファイルに記録する手続をいう。

2　〈推定する〉反証があがらない場合に、ある事柄について法令が一応こうであるという判断を下す場合に用いられる。反対の事実が証拠によって明らかになれば、それに従って判断され、処理されることになる点で、反証を許さず、一定の法律関係に関するかぎりは絶対的に同一なものとして扱う場合に用いる「みなす（看做す）」とは異なる。

（**登録情報処理機関**）（見出し改正、平一六法律七九）

第九条　特許庁長官は、その登録を受けた者（以下「登録情報処理機関」という。）に、第六条第三項〔磁気ディスクによる特定手続等〕若しくは前条第一項の規定によるファイルへの記録、第七条第一項〔書面の提出による手続〕の規定による磁気ディスクへの記録又はこれらの記録に必要な情報の入力（入力のための準備作業を含む。）、編

集若しくはこれらに類する処理（以下「情報処理業務」という。）の全部又は一部を行わせることができる。（改正、平一一法律一六〇、平一六法律七九）

2　特許庁長官は、前項の規定により登録情報処理機関に情報処理業務を行わせることとしたときは、当該情報処理業務を行わないものとする。（改正、平一六法律七九）

3　第一項の規定により、登録情報処理機関が第七条第一項〔書面の提出による手続〕の規定による磁気ディスクへの記録を行う場合における同項の規定の適用については、同項中「特許庁長官に対し」とあるのは、「登録情報処理機関に対し」とする。（改正、平一六法律七九）

〔趣　旨〕

本条は、登録情報処理機関の登録等について規定したものである。

三条一項では、経済産業省令で定める特定手続を、電子情報処理組織を使用することにより行うことができると規定しており、これらの手続が書面等により行われた場合等には、六条三項、七条一項等により特許庁長官は書面等による手続に係る情報を電子化し、ファイルに記録しなければならないこととなっている。このファイルへの記録のために必要となる業務は定型的かつ機械的なものであり、外部の者に行わせることができるものであるが、これらの業務に係る秘密の保持について万全な担保措置を講ずる必要性に鑑み、本法制定時に指定情報処理機関制度を設け、業務の公正性、業務の実施義務等を確保するほか、罰則により秘密保持を担保する等、所要の法的措置を講じるとともに、指定の基準として公益法人であることを要件としていた。しかし、近年の情報技術の急速な発展に伴い、民間において情報処理関連産業が成長しつつあることに加え、機関の公正・中立性に関しては、公益法人でなくとも適切な監督措置規定を置くことにより確保し得ると考えられることから、平成一六年の一部改正により、指定の基準から公益法人要件を削除

するとともに、法律に明示された一定の基準に適合していれば登録を受けられる登録制度に移行した。

一項は、①磁気ディスクによる手続及び書面による手続についてのファイルへの記録（六条三項及び三条一項）、②書面による手続の補充的措置に係る磁気ディスクへの記録（七条一項）並びに③これらの記録のために必要となる情報の入力、編集等の業務（以下「情報処理業務」という）の全部又は一部を外部の登録情報処理機関に行わせることができることとする旨を定めている。

情報処理業務は、大量かつ定型的な業務であり、一定の専門的技術・知識と相当の設備を要する。特許庁自らがこうした業務を行うことは必ずしも適当でないため外部の機関を活用して行う必要がある。

ただし、情報処理業務については、業務の性格から公正・確実・迅速に処理する必要があるのは当然のこととして、さらに、特に工業所有権制度の場合には、出願中の発明等に関する秘密を漏らし又は盗用することは、出願人の利益を害する（具体的には、出願人の研究開発の成果であって極めて利用価値の高い技術情報である出願の秘密が漏れると、他人に研究開発の基礎として利用されたり、出願人の研究開発の動向を知られることになる等）ばかりでなく、制度への信頼を著しく損なうこととなり、制度の存立の基盤をゆるがすことになるため、出願中の発明等の秘密保持が制度存立のための基本的要請となっていることから、情報処理業務についても秘密保持について刑罰規定を含む万全の担保をする必要がある。

これらの点については単に契約上の担保だけで外部の機関に行わせることでは不十分であることから、特許庁長官が登録する者（登録情報処理機関）に情報処理業務を行わせることができる旨の規定を置くとともに、当該登録情報処理機関に関する所要の法的措置（秘密保持義務、業務の実施義務等）を講ずることが必要である。

二項は、登録が行われると直ちに特許庁長官が情報処理業務を行うことができないこととすると、実際に登録情報処理機関に業務を行わせるまで、情報処理業務を行う者がいないこととなってしまうため、登録情報処理機関が情報処理業務を実際に行ったときは、当該登録情報処理機関が行う情報処理業務を特許庁長官が行わない旨を規定している（た

だし、例外として三三条一項の場合がある）。

三項は、七条一項の規定による磁気ディスクへの記録（情報処理業務の一部）を登録情報処理機関が行う場合には、書面提出者は、特許庁長官でなく直接登録情報処理機関に対し磁気ディスクへの記録を求めるべき旨を定めたものである。なお、この場合には、四〇条二項及び四項に規定するように手数料も登録情報処理機関に対して納付することとなる。

（ファイルに記録されている事項を記載した書類の送達等）

第一〇条　特許庁長官、審判長又は審査官が手続に係る書面の副本又は処分に係る文書の謄本の送達等を行うものとして規定した特許等関係法令の規定の適用については、その手続又はその処分についてファイルに記録されている事項を記載した書類は、当該書面の副本又は当該文書の謄本とみなす。

〔趣　旨〕

特許等関係法令の規定による手続に係る書面の副本又は処分に係る文書の謄本の送達・送付が必要とされている場合において、電子情報処理組織を用いた「みなし送達」、「みなし送付」（五条参照）を行わない場合には、当該手続又は処分についてファイルに記録されている事項を記載した書類（プリントアウト書類）の送達・送付を行うこととしている。本条は、「副本」、「謄本」といった文言の意味の中にこうしたプリントアウト書類まで含めることは無理があるので、送達・送付に関する規定の適用についてはプリントアウト書類を副本又は謄本とみなす旨の規定を置いたものである。

（ファイルに記録されている事項等の縦覧）

第一一条　特許庁長官は、経済産業省令で定めるところにより、商標法第十八条第四項（同法第六十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定により公衆の縦覧に供しなければならないものとされている書類に代えて、当該書類についてファイルに記録されている事項又は当該事項を記載した書類を公衆の縦覧に供することができる。（改正、平五法律二六、平六法律一一六、平一〇法律五一、平一四法律一五二、平一五法律四七）

〔趣　旨〕

本条は、異議申立制度に付随する縦覧制度（登録を受けた出願書類等の内容を公報発行の日から一定期間無償で閲覧することができる制度）に関する規定であり、出願書類及びその附属物件（書類でないものは除く）の縦覧に代えて、それらの書類（三条三項又は六条二項の規定により書類とみなされるファイル又は磁気ディスクの記録を含む）についてファイルに記録されている事項等を縦覧に供する旨を定めている。

縦覧の方法は、大別して、①ファイルに記録されている事項を縦覧する方法（ＶＤＴによる縦覧）及び②ファイルに記録されている事項を記載した書類を縦覧する方法（プリントアウト書類の縦覧）があり、具体的な方法は経済産業省令に委任している（施規三四条の三）。

なお、平成五年の一部改正において、実用新案法が改正されたことに伴い、従来規定されていた実用新案法における準用規定が削除された。

また、平成六年の一部改正において、特許法から出願公告制度が廃止され、設定登録後に出願書類及びその附属物件を公衆の縦覧に供することとしたことに伴い、該当箇所が改正された。

平成一〇年の一部改正においては、本法の対象として商標法に規定する手続等を加えたことに伴い、商標法における縦覧規定が追加された。

さらに、平成一五年の一部改正において特許異議申立制度と特許無効審判制度を統合したことに伴い、特許異議申立制度に付随して規定されていた縦覧制度が廃止されたため、特許法に関する準用規定が削除された。

（ファイルに記録されている事項の閲覧等の請求）

第一二条　何人も、特許庁長官に対し、次に掲げる事項について、経済産業省令で定めるところにより電子情報処理組織を使用して行う閲覧を請求することができる。ただし、国際出願（国際出願法第二条に規定する国際出願をいう。以下同じ。）に係る事項については、この限りでない。

一　ファイルに記録されている事項（経済産業省令で定める手続に係る事項に限る。）

二　特許法第二十七条第一項〔特許原簿への登録〕の特許原簿、実用新案法第四十九条第一項〔実用新案原簿への登録〕の実用新案原簿、意匠法第六十一条第一項〔意匠原簿への登録〕（同法第六十条の十九において読み替えて適用する場合を含む。）の意匠原簿又は商標法第七十一条第一項〔商標原簿への登録〕（同法第六十八条の二十七において読み替えて適用する場合を含む。）の商標原簿のうち磁気テープ（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製された部分に記録されている事項であって経済産業省令で定めるもの（改正、平一一法律四一、平一四法律一五二、平二六法律三六）

2　何人も、特許庁長官に対し、ファイルに記録されている事項を記載した書類の交付を請求することができる。ただし、国際出願に係る事項については、この限りでない。（改正、平一四法律一五二）

3　特許法第百八十六条第一項ただし書及び第二項（これらの規定を実用新案法第五十五条第一項において準用する場合を含む。）、意匠法第六十三条第一項ただし書及び第二項並びに商標法第七十二条第一項ただし書及び第二項〔証明等の請求〕の規定は、前二項の規定による閲覧又は書類の交付に準用する。（改正、平五法律二六、平一〇法

律五一、平二〇法律一六、平二三法律六三、平二六法律三六）

4　ファイルについては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定は、適用しない。（本項追加、平一一法律四三）

5　ファイルに記録されている保有個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第五項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第四章の規定は、適用しない。（本項追加、平一五法律六一、平二八法律五一）

〔趣　旨〕

本条は、電子情報処理組織を使用して行う閲覧及びファイルに記録されている事項を記載した書類の交付等について規定したものである。

なお、国際出願に係る事項については、ＰＣＴ規則の規定に基づき、国際出願法施行規則に国際出願に係る書類の謄本の請求やファイルに記録されている事項を記載した書類の交付の請求の規定が設けられていることから、本条一項及び二項は適用しないこととした。

一項一号は、電子情報処理組織を使用して行われた手続（三条）、磁気ディスクの提出により行われた手続（六条）、書面の提出により行われた手続（七条及び八条一項―四項）、さらには、電子情報処理組織を使用して行われた処分等（四条）、文書をもって行われた処分等（八条五項）などのすべてがファイルに記録されることとなる新制度の下で、特許法一八六条等の書類閲覧に対応するものとしてファイルに記録されている事項について閲覧することができる旨規定している。閲覧の方法は、経済産業省令（施規三四条の四）において、ファイルに記録されている事項を電子計算機の映像面に表示して閲覧する方法を定めている。

一項二号は、工業所有権四法の原簿のうち磁気テープをもって調製された部分に記録されている事項を電子計算機から閲覧することができる旨規定している。具体的な閲覧の対象は経済産業省令において定められている（施規三四条の六）。なお、平成一一年の一部改正において、国際的な商標登録制度であるマドリッド協定議定書の実施を図るための規定の整備に伴い、「国際登録に基づく商標権についての商標原簿」を追加した。平成二六年の一部改正において、国際登録を基礎とした意匠権については、一部の事項を引き続き国内の意匠原簿への登録事項として取り扱うこととなったことから、特例法一二条一項二号の意匠原簿について意匠法六〇条の一九において読み替えて適用する場合を含む旨を規定した。

二項はファイルに記録されている事項を記載した書類（プリントアウト書類）の交付請求について定めたもので特許法一八六条等の書類の謄抄本の交付に対応するものである。ファイルの記録の内容を知りたい場合には、一項一号の閲覧のほかに、このプリントアウト書類の交付を選択することができる。

三項は、特許法一八六条一項ただし書等を準用することにより、特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるときは、閲覧等を請求することができない旨を規定している。

平成一〇年の一部改正において、特許法一八六条等が改正されたことに伴い、必要な改正を行った（特許法一八六条一項及び二項〔趣旨〕参照）。平成二〇年の一部改正においては、特許法一八六条が改正され、通常実施権及び仮通常実施権に係る情報の証明等の制限に関する規定が設けられたことに伴い、ファイルに記録されている事項の閲覧等の請求についても同様に措置することとした。その後、平成二三年の一部改正により、通常実施権及び仮通常実施権に関する事項が特許原簿の登録事項から削除されたことに伴い特許法一八六条三項が削除されたため、所要の改正を行った。

四項は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成一一年法律第四二号）の制定に伴い追加された。ファイルに記録されている事項を記載した書類の交付及び閲覧による開示制度が整備されているため、情報公開法の適用除外と

されることとなる。

五項は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成一五年法律第五八号）の施行に伴い、本法でも必要な整備を行うために追加された。「個人情報」とは「生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人が識別することができるもの」であり、「保有個人情報」とは、「行政機関の職員が職務上作成し、又は、取得した個人情報であって、当該行政機関の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関が保有しているもの」をいう。同法第四章では、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止並びにそれらの不服申立てについて規定されている。

特許出願や特許原簿については、一般的な行政文書と異なり、本法独自の完結した体系的な開示及び訂正並びに不服申立ての制度の下にある。このため、一般的な行政文書と同様の開示及び訂正並びに不服申立てを認めることは、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の制度の趣旨を損なうこととなる。

また、これらの文書の内容の訂正については、変更事由が生じた際に申請するという訂正の制度が設けられており、これらの文書に記録された個人情報について一般的な行政文書と同様に訂正を認めることは、その必要性が乏しいのみならず、本法の制度の趣旨を損なうこととなる。

さらに、これらの文書は、権利を公証することを目的としており、一般的な行政文書と同様に利用停止を認めることは、本法の制度の趣旨を損なうこととなる。

このような観点から、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止並びに不服申立てについては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四章の適用から除外する事を明示した。

〔**字句の解釈**〕

〈ファイル〉三条の〔字句の解釈〕1参照。

〔参　考〕

〈ファイル〉情報公開法の適用除外を受ける「ファイル」は、法二条一項の「特許庁の使用に係る電子計算機」に備えられた「ファイル」のことである。「ファイル」には、特例法上、電子情報処理組織を使用して行われた手続、処分、通知に関する事項及びその他特許庁長官が記録した事項が記録されている。

（**磁気ディスク等による公報の発行**）（見出し改正、平一六法律七九）

第一三条　特許法第百九十三条〔特許公報〕の特許公報、実用新案法第五十三条〔実用新案公報〕の実用新案公報、意匠法第六十六条の意匠公報又は商標法第七十五条の商標公報（以下この条において「特許公報等」という。）は、経済産業省令で定めるところにより、磁気ディスクをもって発行することができる。（改正、平一〇法律五一、平一一法律一六〇、平一六法律七九）

2　特許公報等の発行は、特許公報等に掲載すべき事項であって特許庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報を、経済産業省令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して送信し、これを当該情報の提供を受けようとする者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法によりすることができる。（本項追加、平一六法律七九）

3　前項に規定する方法による特許公報等の発行は、特許公報等に掲載すべき事項を特許庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに入力し、当該ファイルに記録された情報の提供を受けようとする者の求めに応じてその使用に係る電子計算機に特許庁の使用に係る電子計算機から送信し得る状態となった時に行われたものとする。（本項追加、平一六法律七九）

〔趣　旨〕

一項は、磁気ディスクをもって公報を発行することができる根拠を明確化したものである。

実際に公報の媒体として使用するものは、具体的には経済産業省令に委任されているが、経済産業省令では読み取り専用光ディスク（いわゆる「ＣＤ－ＲＯＭ」や「ＤＶＤ－ＲＯＭ」）が規定されている。

なお、平成一〇年の一部改正において、本法の対象に意匠法・商標法に規定する手続等を加えたことに伴い、該当箇所を改正した。

二項は、インターネットを利用して公報を発行することができる根拠を明確化したものであり、平成一六年の一部改正において追加された規定である。

公報を可能な限り速やかに発行し、広く流通させることは、発明、考案や意匠に関する情報流通の促進、商標を使用する者の業務上の信用の維持、また産業財産権の適切な保護や侵害防止につながるものであり、産業の発達に寄与することを目的とする産業財産制度の趣旨に合致するものである。

なお、使用する送信装置や改ざん防止を図るための電子署名の使用等の具体的な送信方法については、経済産業省令で規定することとした。

三項は、平成一六年の一部改正において追加された規定であり、公報により発明や意匠等の知的創作物の内容が公開されると、新規性や進歩性の判断の根拠として利用され、創作性を要件とする他の権利の成立に影響を与えることとなることから、インターネット公報の発行時点を明確化したものである。

一般の刊行物においては、実際に知覚されたか否かに関わらず、閲覧所や書店等に配架されたことにより発行とされていることに鑑みれば、インターネットにより発行された公報についても、公衆が公報を入手しようと思えばそれが可能となる状態、すなわち、送信可能化された時点をもって「発行」とすることが適当である。したがって、本項におい

て、特許公報等に記載すべき事項をファイルに入力し、特許庁の使用に係る電子計算機から電子通信回線を通じてファイルに記録された情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に送信し得る状態（アップロードした時点）を「発行したとき」とすることを明確にした。

〔**字句の解釈**〕

〈磁気ディスク〉六条の〔字句の解釈〕3参照

〈発行〉「発行」とは、通常、印刷等を行った物件をその本来の効果を発揮させるような状態に置くこと、すなわち、入手希望者が一定の場所へ赴くことにより入手が可能となる状態に置くことをいい、その性質に応じ公衆の要求を満たすことができる相当程度の部数の複製物が頒布された場合において発行されたものと考えられる（著作権法三条参照）。近年の情報流通は、インターネット等の情報通信手段の発達により、ネットワークを介した形態が主要な方法となってきており、このインターネット等の情報通信手段により行う論文や電子書籍の頒布を「発行」と観念することは、社会通念上広く受け入れられてきている。

インターネットを利用して原本ファイルを公衆に送信可能な状態とすることは、印刷・プレス作業により紙やＣＤ－ＲＯＭ等を媒体とした複製物を作成し、その複製物を閲覧所や書店に配架した状態と同様であり、従来考えられている「発行」と同じく入手希望者が一定の行動により入手可能となる状態といえる。

第三章　予納による納付、口座振替による納付及び指定立替納付者による納付（見出し改正、平二〇法律一六、平三〇法律三三）

（見込額の予納）

第一四条　特許法第百七条第一項〔特許料〕の特許料若しくは同法第百十二条第二項〔特許料の追納〕の割増特許料その他工業所有権に関する登録料若しくは割増登録料（以下「特許料等」という。）又は第四十条第一項、特許法第百九十五条第一項から第三項まで、実用新案法第五十四条第一項若しくは第二項、意匠法第六十七条第一項若しくは第二項、商標法第七十六条第一項若しくは第二項〔手数料〕若しくは国際出願法第八条第四項、第十二条第三項若しくは第十八条第一項若しくは第二項の手数料（経済産業省令で定める手続について納付すべきものに限る。以下この章において同じ。）を納付しようとする者は、経済産業省令で定めるところによりあらかじめ特許庁長官に届け出た場合に限り、納付すべき当該特許料等又は手数料の見込額（以下単に「見込額」という。）を予納することができる。（改正、平一〇法律五一、平一一法律一六〇、平一四法律一五二、平二三法律六三）

2　前項の規定による予納は、経済産業省令で定めるところにより、特許印紙をもってしなければならない。ただし、経済産業省令で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、現金をもって納めることができる。（改正、平一一法律一六〇、平一四法律一五二）

3　第一項の規定による届出（以下「予納届」という。）をした者が同項の規定による予納又は次条第一項若しくは第二項の規定による申出をしない期間が継続して四年に達したときは、当該予納届は、その効力を失う。（改

正、平一六法律七九）

4　予納届をした者について相続又は合併があった場合におけるその者のこの章の規定による地位の承継については、第四十一条第二項において準用する特許法第二十条〔手続の効力の承継〕の規定にかかわらず、政令で定めるところによる。

〔趣　旨〕

本条及び次条は、工業所有権に関する特許料等又は手数料について、複数の手続について納付すべき特許料等又は手数料の見込額を特許印紙をもってまとめて特許庁に予納しておき、個々の手続に際し、予納した見込額をもって所要の特許料等又は手数料に充てる旨の申出をすることにより当該料金の納付を行うという予納制度について規定している。

特許法、実用新案法、意匠法及び商標法において、料金の納付は、経済産業省令で定めるところにより、原則特許印紙をもってすべきものとされており（特許法一〇七条五項、一九五条八項等）提出書面に特許印紙を貼付するいわゆる同時納の方法により行われている。

電子情報処理組織による手続においては、このような同時納は物理的に不可能であるため、これに代わる料金の納付方法として、手続をする者の便宜の向上及び特許庁の事務効率の向上の観点を踏まえ、予納制度を採用している。予納制度は、継続的に特許料等又は手数料を納付する者が、対象手続や具体額を特定しない状態であらかじめ納付しておくことを可能とするものである。したがって、一度に予納された見込額が必ず一つの手続に係る料金納付分に対応するというものではなく、一つの手続に係る料金納付分を見込額から控除した後においても、その見込額に残余が存在することは当然予定されている。また、予納制度の未利用期間が四年に達して予納の届出が失効する場合（一四条三項）を除き、予納者は何度でも見込額の予納が可能であり、見込額に残余がある限り何度でも特定の手続に係る料金納付に充て

ることが可能である。

一項は、予納の対象及び要件について規定している。

予納制度は電子情報処理組織による手続の導入に伴うものであるから、予納の対象となる手数料は、電子情報処理組織を使用して行うことのできる手続について納付すべき手数料であり、特例法施行規則三八条の二で個別に列挙して規定されている。

予納の要件としては、特許庁は各予納者ごとに出納管理を行うため予納台帳を作成する必要性から、あらかじめ特許庁長官に届け出た者に限り、予納をすることができることとしている。

なお、平成一〇年の一部改正において意匠法・商標法を、平成一四年の一部改正において特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律を本法の対象に加えたことに伴い、該当箇所を改正した。また、従来電子情報処理組織を使用して行う対象手続の指定を政令に委任することとしていたが、平成一四年に整備された行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律においては、電子情報処理組織を使用して行うことができる手続等を主務省令で定めることとしていることに鑑み、本条においても政令委任を廃止し、新たに経済産業省令に委任する改正を行った。さらに、平成二三年の一部改正において、国際出願法一八条の改正に伴う所要の改正が行われた。

二項は、具体的な予納の方法としては特許印紙を利用する旨を規定している。なお、予納する見込額は予納者が任意に設定することができるし、また、予納は随時することができる。

三項は、予納届をした者が予納を利用する必要がなくなった場合には、予納台帳を維持・管理する必要もなくなるので、新たな予納や予納した見込額からの手数料等への充当、予納した見込額への加算の申出も全くない状態が四年間継続した場合は、予納届は効力を失う旨規定している。予納届が失効した場合、当該予納届をした者の予納台帳は閉鎖され、新たな予納も手数料等への充当（一五条一項ただし書）も認められなくなる。この場合は残余の額の返還請求（一五

条三項）により清算することとなる。

なお、平成一六年の一部改正により、予納を利用する手続として、一五条二項に規定された予納した見込額への加算の申出を追加した。

四項は、予納届をした者が、死亡し、又は法人の合併により消滅した場合の地位の承継について、具体的な内容を政令で定める旨規定している。

政令では、

① 予納届をした者が死亡したときは、その相続人（相続人が二人以上ある場合は、その協議により定めた一人の相続人）が、その者の地位を承継する。

② 予納届をした法人について合併があったとき（予納届をした法人としていない法人が合併する場合において、予納届をした法人が存続するときを除く）は、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、予納届をした法人の地位を承継する。

③ ①②より地位を承継した相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、その地位の承継について、特許庁長官に届け出なければ、予納も特許料等又は手数料への充当又は返還すべき額に相当する金額の加算もできない。

旨を規定している（施令一条）。

（見込額からの納付等）

第一五条　特許庁長官は、前条第一項の規定により予納をした者（以下「予納者」という。）が、特許料等又は手数料の納付に際し経済産業省令で定めるところにより申出をしたときは、その予納者が予納した見込額（この項

の規定による特許料等若しくは手数料の納付に充てた額の控除又は次項の規定による返還すべき額に相当する金額の加算があったときは、当該控除又は加算をした後の額。以下この条において同じ。）から当該特許料等又は手数料の額に相当する金額を控除し、当該金額を当該特許料等又は手数料の納付に充てる。ただし、当該予納者のした予納届がその効力を失った後は、この限りでない。（改正、平一一法律一六〇、平一六法律七九）

2　特許庁長官は、前項の規定により特許料等又は手数料の納付をした者（以下「納付者」という。）が、特許等関係法令の規定による当該特許料等又は手数料の返還の請求に際し、経済産業省令で定めるところにより申出をしたときは、その納付者が予納した見込額に、返還すべき額に相当する金額を加算することをもって当該返還に代えるものとする。（本項追加、平一六法律七九）

3　予納者が予納した見込額に残余があるときは、その残余の額は、当該予納者の請求により返還する。（改正、平一六法律七九）

4　前項の規定による残余の額の返還は、特許庁長官から当該予納者のした予納届がその効力を失った旨の通知を受けた日から六月を経過した後は、請求することができない。（改正、平一六法律七九）

〔趣　旨〕

一項は、予納者が特許料等又は手数料の納付を行う際に、予納した見込額をもって所要の特許料等又は手数料の納付に充てる旨の申出をした場合、特許庁長官は、予納された見込額から当該特許料等又は手数料の額を控除し、当該特許料等又は手数料の納付に充てる旨を規定している。この「見込額」は当該予納者が予納した見込額を指すとともに、既に別の手続に係る料金納付分が見込額から控除されていた場合には、当該控除後の見込額を指すものと解されているが、平成一六年の一部改正において予納された見込額への加算を二項に追加したことから、本項における「見込額」は

加算額がある場合には当該加算後の額とすることを明記するとともに、既に行った別の手続に係る料金が控除された場合には当該控除後の額とすることを明確にした。

予納に不足が生じ、手続に際し、予納された見込額の残余の額が所要の特許料等又は手数料の額に満たない場合（残余の額がゼロの場合を含む）には、現行の料金不足ないしは不納の場合と同様、個々の手続について補正を命ずる等の取扱いがされる。

二項は、平成一六年の一部改正により新設され、予納制度を利用した特許料等又は手数料の返還について規定するものである。

特許庁が特許等関係法令に規定される特許料等又は手数料の返還の請求を受けると、特許庁と返還請求者との間に債権及び債務が発生するが、予納制度が国による予納者の資産の保管という性質を有することから、特許料等又は手数料の返還として予納された見込額への加算と予納者への直接の返還とは実質的に同等とも考えられる。また、特許庁による見込額への加算により特許庁から返還請求者への特許料等又は手数料の返還を可能とすることは、予納制度利用者の利便性の向上に資するものであることから、本項において、予納者が、予納された見込額から控除することにより納付に充てた特許料等又は手数料に関する返還請求に際し、当該返還に代えて見込額への加算を希望する申出を行った場合は、特許庁長官は、特許料等又は手数料の現金による返還に代えて、当該見込額に返還すべき額を加算することとした。

三項は、予納された見込額についてある時点で残余がある場合には、返還請求を認められる旨が規定されている。平成一六年の一部改正により、一項において「見込額」を定義し直したことから、本項においても必要な改正を行った。返還請求権者は、原則として予納者に限られるが、予納者が死亡し、又は法人の合併により消滅したような場合には、その一般承継人も返還請求し得ることとなる（一四条四項の「地位の承継」には、返還請求権の承継も含まれる）。

四項は、予納の届出が効力を失った場合には、特許庁長官はその旨通知することとし、予納者は、その通知を受けた日から六月を経過した後は、残余の額の返還を請求することができない旨規定している。

（口座振替による納付）

第一五条の二　特許料等又は手数料を現金をもって納めることができる場合において、特許庁長官は、当該特許料等又は手数料を納付しようとする者から、預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による納付をその預金口座又は貯金口座のある金融機関に委託して行うこと（次項及び第十六条において「口座振替による納付」という。）を希望する旨の申出（電子情報処理組織を使用して行うものに限る。）があった場合には、その申出を受けることが特許料等又は手数料の収納上有利と認められるときに限り、その申出を受けることができる。（改正、平三〇法律三三）

2　前項に定めるもののほか、口座振替による納付の手続その他必要な事項は、経済産業省令で定める。

（本条追加、平二〇法律一六）

〔**趣　旨**〕

本条は、平成二〇年の一部改正により新設された規定であり、特許料等又は手数料の口座振替による納付について規定したものである。口座振替による納付は、特許庁長官、手続者及び金融機関の三者間における合意（契約）により、特許出願等の手続に際して、手続者の口座から納付すべき額を振り替えることにより納付を行うものである。

一項は、口座振替による納付を行うことができる場合の条件等について規定したものである。まず、口座振替による納付は現金による納付であることから、その利用は、特許法一〇七条五項ただし書等の規定による「現金をもって納付

できる場合」に限られることを明確にした。また、特許等関係法令において、特許料等及び手数料は手続と同時に納付することが原則とされてきたことから、口座振替による納付は、オンラインシステムを利用したリアルタイムでの電子決済方法によって可能となるため、対象となる手続を電子情報処理組織を使用した手続（いわゆる「オンライン手続」）に限定することとした。さらに、口座振替による納付は、前述のとおり、特許庁長官、手続者及び金融機関の三者間における合意（契約）が必要であることから、そのような合意がなされている場合に限って口座振替による納付を認めることとするため、「収納上有利と認められるときに限り、その申出を受けることができる」と規定した。

二項は、口座振替による納付を行うに当たり必要となる具体的な手続等については、経済産業省令で定める旨を規定した。

〔**字句の解釈**〕

〈口座振替による納付を希望する旨の申出〉個々の手続において、口座振替による納付を希望する旨の申出を行うものであり、具体的には、特許出願、審査請求及び手数料補正等の納付を伴う手続並びに特許料等の納付に際し、手続書面に省令で定める事項（振替番号など）を記載することをいう。

（**指定立替納付者による納付**）

第一五条の三　特許料等又は手数料を現金をもって納めることができる場合において、特許庁長官は、当該特許料等又は手数料を納付しようとする者から、当該特許料等又は手数料を立て替えて納付する事務を適正かつ確実に遂行するに足りる財産的基礎を有することその他の経済産業省令で定める要件に該当する者として特許庁長官が指定するもの（次項及び次条において「指定立替納付者」という。）をして当該特許料等又は手数料を立て替えて納付させることを希望する旨の申出（電子情報処理組織を使用して行うものに限る。）があった場合には、そ

の申出を受けることが特許料等又は手数料の収納上有利と認められるときに限り、その申出を受けることができる。

2　前項に定めるもののほか、指定立替納付者による納付の手続その他必要な事項は、経済産業省令で定める。

（本条追加、平三〇法律三三）

〔趣　旨〕

本条は、平成三〇年の一部改正により新設された規定であり、特許料等又は手数料の指定立替納付者による納付について規定したものである。指定立替納付者による納付は、クレジットカード会社が本来手続をすべき者に代わり特許料等及び手数料を国に立て替えて納付するという前提のもと、クレジットカード会社を「指定立替納付者」として指定した上で、特許出願等の手続に際し本来手続をすべき者が、特許庁長官に対して特許料等及び手数料を、当該指定立替納付者に立て替えて納付させるものである。

一項は、特許料等又は手数料を現金で納めることができる場合において、これらを納付しようとする者から指定立替納付者に立替納付させることを希望する旨の申出（電子情報処理組織を使用して行うものに限る。）があった場合には、特許庁長官は、その申出を受けることが収納上有利と認められるときに限り、その申出を受けることができると規定している。指定立替納付者による納付は、現金による納付であるため、その利用は、特許法一〇七条五項ただし書等が規定する「経済産業省令で定める場合」に限られる。この点を明確にすべく、「特許料等又は手数料を現金をもって納めることができる場合において」と規定している。また、特許等関係法令において、特許料等及び手数料は手続と同時に納付することが原則とされてきたところ、指定立替納付者による納付の場合、オンラインシステムを利用したリアルタイムでの電子決済方法であればこれを実現することができる。よって、「電子情報処理組織を使用して行うものに限る」

と規定し、対象となる手続を、電子情報処理組織を使用した手続（いわゆる「オンライン手続」）に限定した。さらに、今般導入するクレジットカードによる特許料等及び手数料の納付制度は、ユーザーの利便性向上のみを目的としたものではなく、クレジットカードによる納付を通じて、特許庁の特許料等及び手数料の収納事務の簡素化等による行政事務の効率化をも目的としたものである。こうした行政事務の効率化の観点からは、市中全てのクレジットカードの利用を認めることはできず、一定の条件が揃った場合に限り、その利用を認めることが望ましい。この趣旨を条文上明らかにすべく、「収納上有利と認められるときに限り、その申出を受けることができる」と規定している。なお、申出を受けることができない場合としては、例えば、利用者のクレジットカードの利用限度額が超過している場合や、セキュリティの確立していないクレジットカードを利用する場合が該当するであろう。

二項は、指定立替納付者による納付を行うに当たり必要となる具体的な手続等について、経済産業省令で定める旨を規定しており、具体的には、指定立替納付者の指定の申請等を定めている。

〔**字句の解釈**〕

〈指定立替納付者による納付を希望する旨の申出〉個々の手続において、指定立替納付者による納付を希望する旨の申出を行うものであり、具体的には、特許出願、審査請求及び手数料補正等の納付を伴う手続並びに特許料等の納付に際し、手続書面に省令で定める事項（振替番号など）を記載することをいう。

（**代理人への準用**）

第一六条　第十四条から前条までの規定は、特許料等又は手数料の納付をする者の委任による代理をしようとする者がその委任事務を処理するために自己の名においてする予納、口座振替による納付又は指定立替納付者による納付に準用する。この場合において、第十五条第一項中「予納をした者」とあるのは「予納をした代理人であっ

て本人のために特許料等又は手数料の納付をする者」と、同条第二項中「納付をした者（以下「納付者」という。）が」とあるのは「納付をした者（以下「納付者」という。）が本人のために特許料等又は手数料の納付をした代理人である場合において、本人が」と、第十五条の二第一項及び前条第一項中「当該特許料等又は手数料を納付しようとする者から」とあるのは「代理人であって本人のために当該特許料等又は手数料を納付しようとする者から」と読み替えるものとする。（改正、平一六法律七九、平二〇法律一六、平三〇法律三三）

〔趣　旨〕

本条は、代理人が自身の名において予納、口座振替による納付又は指定立替納付者による納付をする場合について、一四条から一五条の三までの規定を準用するとともに、必要な読替えを規定したものである。

第四章　登録情報処理機関等（見出し改正、平一六法律七九）

第一節　登録情報処理機関（見出し改正、平一六法律七九）

（登録）（見出し改正、平一六法律七九）

第一七条　第九条第一項〔登録情報処理機関〕の登録は、経済産業省令で定めるところにより、情報処理業務を行おうとする者の申請により行う。（改正、平一一法律一六〇、平一六法律七九）

〔趣　旨〕

本条は、九条一項の登録情報処理機関の登録は、情報処理業務を行おうとする者の申請に基づいて行われる旨を規定したものである。これは、登録情報処理機関には、情報処理業務の実施義務等が課されることとなるため、特許庁長官が一方的に登録することは適当でないためである。なお、平成一六年の一部改正により、九条に規定していた省令委任規定を削除し、登録の申請手続については第一七条に基づく経済産業省令の規定で定めることとした。

（欠格条項）

第一八条　次の各号のいずれかに該当する者は、第九条第一項〔登録情報処理機関〕の登録を受けることができない。（改正、平一六法律七九）

一　特許等関係法令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者（改正、平一〇法律五一）

二　第三十条〔登録の取消し等〕の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者（改正、平一六法律七九）

三　法人であって、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの（改正、平一六法律七九）

〔趣　旨〕

本条は、登録情報処理機関についての欠格事由について規定したものである。これは、登録情報処理機関の行う情報処理業務が、特許庁の行う処分の基礎となるものであることに鑑み、この法律の規定に従って的確に情報処理業務を実施しないおそれが強い者については登録を拒否し、法律違反を予防的に抑えようとするものである。本条各号のいずれかに該当すれば、特許庁長官は、一九条の登録基準に照らして審査するまでもなく、登録を拒否することとなる。「登録を受けることができない」という能力的表現をしているので、本条各号のいずれかに該当するのに誤って登録された場合は、登録は無効であると解せられる。また、登録された後に本条一号又は三号に該当することとなったときは、登録の取消し等の事由になる（三〇条二号）。

一号は、特許等関係法令に違反して処罰され、二年を経過していない者を欠格条項該当者としたものである。「罰金以上の刑」とは、特許等関係法令においては懲役と罰金であり、過料は含まない。「刑の執行を受けることがなくなった」とは、執行猶予の言い渡しを取り消されることなく猶予期間を経過した場合、時効により刑の執行の免除を得た場合である。

なお、平成一〇年の一部改正において、本法の対象に意匠法・商標法に規定する手続等を加え、定義規定（二条二項）を改正したことに伴い、該当箇所を改正した。

二号は、三〇条の規定により登録の取消しを受け、その取り消された日から二年を経過していない者を欠格条項該当者としたものである。

三号は、前二号に該当する者が役員のうちにいることを欠格事由としている。なお、平成一六年の一部改正前は、機関の役員に対する解任命令の規定（旧二六条）命令により解任され、その解任の日から二年を経過していない者も含まれていたが、同改正において、旧二六条が削除されたことに伴い、該当箇所を改正した。

（登録の基準）

第一九条　特許庁長官は、第十七条の規定により登録の申請をした者（以下この条において「情報処理機関登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、経済産業省令で定める。（改正、平一一法律一六〇）

一　電子計算機及び情報処理業務に必要なプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。第三十七条第一項第二号において同じ。）を有すること。

二　情報処理機関登録申請者が、特定の者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ　情報処理機関登録申請者が他の株式会社の子会社（当該他の株式会社がその総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株主を含む。）の議

決権の過半数を有する株式会社をいう。第三十七条第一項第三号イにおいて同じ。）であること。（改正、平一七法律八七）

ロ　情報処理機関登録申請者の役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。第三十七条第一項第三号ロにおいて同じ。）にあっては、業務を執行する社員）に占める同一の者の役員又は職員（過去二年間にその同一の者の役員又は職員であった者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。（改正、平一七法律八七）

2　第九条第一項の登録は、情報処理機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一　登録年月日及び登録番号

二　登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

三　登録を受けた者が情報処理業務を行う事業所の名称及び所在地

（改正、平一六法律七九）

〔趣　旨〕

本条は、特許庁長官が登録情報処理機関を登録する際の基準について規定したものである。特許庁長官は、本条一項各号の要件を満たす場合には、登録をしなくてはならない。本条の基準は、登録の基準であると同時に、本条一項各号に適合しなくなったと認められるときは、特許庁長官は適合命令を発することができ（二八条）、登録情報処理機関がこれに従わない場合には、登録の取消し等の事由になる（三〇条四号）。

一項一号は、登録情報処理機関が備えるべき機器等について規定している。情報処理業務は、書面で行われた出願等に係る情報の電子ファイル・磁気ディスクへの記録業務であるが、この業務を行うためには、一定の機器、プログラム

を保有している必要がある。具体的には、書面に記載された情報を電子化するための機器、プログラム等である。

二号は、登録情報処理機関の業務の公正性に係る要件を定めている。業務の公正性については、事後的な監督措置が充実していれば参入時に公正性を要求する必要性は薄いと考えられる。本号では、新規に登録を受けようとする者と特定手続を行い得る者の親会社・子会社関係及び役員の具体的構成に着目し、その情報処理機関の意思決定が特定企業等の強い影響下に置かれ、特定の者に対し有利又は不利な取扱いを行うことを防ぐ旨を規定している。

なお、平成一七年会社法の創設により、株式会社と有限会社が一つの会社類型（株式会社）に統合されたこと、会社法上子会社の定義が法務省令に委任されたため、新たに子会社の定義を本号に書き下す必要があること、合名会社、合資会社及び新設された合同会社を包括するものとして持分会社の概念が導入されたことに伴い、本号を改正した。

二項は、登録情報処理機関の登録は、情報処理機関登録簿に所定の事項を記載して行う旨を規定している。

（登録の更新）

第一九条の二　第九条第一項の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2　前三条の規定は、前項の登録の更新に準用する。

（本条追加、平一六法律七九）

〔趣　旨〕

本条は、登録情報処理機関の登録の更新について定めたものである。

登録情報処理機関として営利法人等が参入した場合、公益法人のような主務官庁による定期的な監督が実施されない

ため、登録の基準への適合性を定期的に確認する制度上の手段がなくなることとなる。そこで、定期的に登録の基準への適合性を再審査するため、登録の更新制度を設けることとした。

更新期間を三年を下らない政令で定める期間としたのは、平成一六年の一部改正前に公益法人のみが指定情報処理機関制度の対象であった際、その公益法人に対する立ち入り検査が、三年に一回行われてきた実態を踏まえたものである。

二項においては、更新の手続について、一七条（登録）、一八条（欠格条項）及び一九条（登録の基準）が準用されることを規定している。このため、登録の更新を受ける際に必要とされる手続及び機関が満たすべき要件は、当初登録を受けるときと何ら変わらない。

（情報処理業務の実施義務）

第二〇条　登録情報処理機関は、特許庁長官から情報処理業務を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、その情報処理業務を行わなければならない。（改正、平一六法律七九）

〔趣　旨〕

本条は、登録情報処理機関に対する情報処理業務の実施義務について規定したものである。登録情報処理機関は、特許庁長官から情報処理業務を行うことを求められたときには、災害等により設備が破損した場合等の正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、情報処理業務を実施しなければならないことを定めている。登録情報処理機関は正当な理由なく情報処理業務の実施を拒否したり、遅らせたりした場合は制度の運営に与える影響が大きいため、情報処理業務を実施しなければならない義務を規定したものである。なお、本条に違反した場合には、登録の取消し等の事由になる（三

○条一号）。

（変更の届出）

第二一条　登録情報処理機関は、その名称又は情報処理業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、特許庁長官に届け出なければならない。（改正、平一六法律七九）

〔趣　旨〕

本条は、登録情報処理機関がその名称又は情報処理業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときの届出の義務について規定したものである。これは、登録情報処理機関が情報処理業務という公権力の行使に密接に関連する重要な業務を実施するものであるとともに、書面により手続（特許出願及び実用新案登録出願）をした者が直接磁気ディスクへの記録を求める登録情報処理機関について常に正確に把握できるようにするためであり、事前に届出をさせたうえ、官報に公示することとしている（三四条二号）。なお、本条に違反した場合には、登録の取消し等の事由になる（三〇条一号）。

（業務規程）

第二二条　登録情報処理機関は、情報処理業務に関する規程（以下「業務規程」という。）を定め、特許庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。（改正、平一六法律七九）

2　業務規程で定めるべき事項は、経済産業省令で定める。（改正、平一一法律一六〇）

3　特許庁長官は、第一項の認可をした業務規程が情報処理業務の公正な遂行上不適当となったと認めるときは、

登録情報処理機関に対し、業務規程を変更すべきことを命ずることができる。（改正、平一六法律七九）

〔趣　旨〕

本条は、登録情報処理機関の業務規程について規定したものである。

一項は、登録情報処理機関は、業務規程（情報処理業務に関する規程）を定めて特許庁長官の認可を受けるべきこと及び業務規程の変更についても同様に認可を受けるべきことを定めている。これは、情報処理業務に関してその運営上必要な事項を明確に業務規程に定めさせ、これを特許庁長官の認可に係らしめることにより、情報処理業務の公正な遂行を期そうとする趣旨から設けられたものである。なお、本項の認可を受けた業務規程によらないで情報処理業務を行ったときには、登録の取消し等の事由になる（三〇条三号）ため、登録を受けた後実際に情報処理業務を開始する前までに業務規程を定めて認可を受ける必要がある。

二項は、業務規程で定めるべき事項について経済産業省令で定めることとしており、経済産業省令では、情報処理業務の実施の方法等を定めている（施規四四条一項）。

三項は、一項の認可後事情の変更により業務規程が情報処理業務の公正な遂行上不適当となったと認められる場合における特許庁長官の業務規程の変更命令権限を定めている。本項の規定による命令があったときは、その命令の趣旨に沿って登録情報処理機関が業務規程の変更の認可を申請することとなる。なお、本項の規定による命令に違反したときは、登録の取消し等の事由になる（三〇条四号）。

（業務の休廃止）

第二三条　登録情報処理機関は、特許庁長官の許可を受けなければ、情報処理業務の全部又は一部を休止し、又は

廃止してはならない。（改正、平一六法律七九）

〔**趣　旨**〕

本条は、情報処理業務の休廃止について規定したものである。登録情報処理機関が情報処理業務を休廃止することは、制度の運営に重大な影響を及ぼすこととなるため、情報処理業務の休廃止を特許庁長官の許可に係らしめているものである。本条に違反して情報処理業務の全部を廃止した登録情報処理機関の役員又は職員は二〇万円以下の罰金に処せられ（四五条一号）、また、無許可で業務の全部又は一部を休廃止したときは、登録の取消し等の事由になる（三〇条一号）。本条の違反に対して、直接刑罰を科することができるようになっているのは、他の情報処理業務の実施に係る規定違反とは異なり、無許可で業務の全部を廃止したときは、特許庁長官の監督権限の発動が実効性を有しないので、行政処分（三〇条一号）に加え、罰則規定によっても実効性を担保しようとしたものである。

（**財務諸表等の備置き及び閲覧等**）（見出し改正、平一七法律八七）

第二四条　登録情報処理機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（これらのものが電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第四十六条において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備え置かなければならない。（改正、平一七法律八七）

2　指定特定手続等を行った者その他の利害関係人は、登録情報処理機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる

請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録情報処理機関の定めた費用を支払わなければならない。

一　財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二　前号の書面の謄本又は抄本の請求

三　財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を経済産業省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四　前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって経済産業省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

（改正、平一六法律七九）

〔趣　旨〕

本条は、登録情報処理機関の財務的健全性を担保するために定められた規定である。

登録情報処理機関の財務上の安定性が低く、突然業務を行うことのできない事態に陥ってしまうようなことがあれば、七条一項に基づき、登録情報処理機関に対し自らがした手続に係る書面に記載された磁気ディスクに記録すべきことを求めた者に不測の損害が生じるおそれがある。そこで、登録情報処理機関の行う業務に利害関係を有する者が、登録情報処理機関の財務情報を入手したいというときには、いつでも情報を入手できる体制が整っていれば、登録情報処理機関はその財務的健全性を高めるよう努力すると予想される。このように、いわば利害関係者の監視により間接的に機関の財務的健全性を担保する方法がより望ましいと考えられたのである。

一項においては、登録情報処理機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損

益計算書又は収支計算書並びに事業報告書を作成の上、五年間事業所に備えて置くべきことを規定している。これらは、書面であっても電磁的記録であってもよい。本項に違反した場合は、三〇条一号に基づき登録の取消しの原因となるとともに、第四六条に基づき二〇万円以下の過料を科されることとなる。

なお、平成一七年会社法の創設により、会社法上株式会社が作成すべき計算書類から営業報告書が削除されたことに伴い、営業報告書の語を削除した。

二項は、指定特定手続等（八条参照）を行った者その他の利害関係人は、登録情報処理機関の業務時間内は、登録情報処理機関の定めた費用を支払えば、いつでも財務諸表等の閲覧等の請求ができることを規定している。

通常、「利害関係人」の範囲には、法律上の利害関係を有する者を指し、事実上の利害関係を有するにとどまる者は含まれない。しかし、本規定を設ける目的は、単に登録情報処理機関と法律上の利害関係を有する者が財務情報を得られるようにすることではなく、広く登録情報処理機関に対し手続を行う者が登録情報処理機関の財務情報を入手し得る状況に置くことで、第三者の監視により間接的に登録情報処理機関の財務の健全性を確保することにある。法律上の利害関係人に限り財務諸表等の閲覧等ができることとしたのでは、このような本規定の目的が達成されないおそれがある。このため、本規定においては、法律上の利害関係人以外の事実上の利害関係を有する者も含むという趣旨で、特に、情報処理業務を行うべきことを直接に登録情報処理機関に求め得る「指定特定手続等を行った者」を例示している。

なお、閲覧等の請求の際に必要な費用は登録情報処理機関が定めることとなるが、その金額は、当該請求に係る実費相当となる。本項に違反して請求を拒んだ者には、四六条に基づき二〇万円以下の過料が科されることとなる。

（役員の選任及び解任）

第二五条　登録情報処理機関は、役員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を特許庁長官に届け出なければならない。（改正、平一六法律七九）

〔趣　旨〕

本条は、登録情報処理機関の役員の選任及び解任をしたときは、特許庁長官に届け出ることを規定したものである。役員については、機関の業務の公正性を確保する観点からその構成が登録の基準となっている（一九条一項二号ロ）ため、登録の際にその構成が不適当であれば当該機関は登録を受けることができないし、事後的に役員の異動等によりその構成が一九条一項二号ロに該当するに至ったとしても、二八条の適合命令に基づき特許庁長官は是正を促すことが可能である。

そこで、登録要件及び適合命令の発動要件となっている役員の構成を特許庁長官が常に把握するため、役員の選解任があった場合には、遅滞なくその旨を特許庁長官に届け出させることとした。

「解任」には、死亡、任期満了等により当然その任を離れる場合は含まれないが、本人の意思による退職は含まれる。なお、本条に違反した場合には、登録の取消し等の事由になる（三〇条一号）。

（秘密保持義務等）

第二六条　登録情報処理機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、情報処理業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。（改正、平一六法律七九）

2　情報処理業務に従事する登録情報処理機関の役員又は職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰

則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。（改正、平一六法律七九）

〔趣　旨〕

本条は、登録情報処理機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者の秘密保持義務等について規定したものである。

一項は、秘密保持の義務及び盗用の禁止についての規定であり、登録情報処理機関の役員又は職員のほか、過去において登録情報処理機関の役員又は職員であった者にも適用される。「職員」とは、登録情報処理機関と雇用契約を締結している者をいい、その具体的な範囲は、当該登録情報処理機関の就業規則等で定められるものである。刑事法上保護される秘密とは、一般に「小範囲の者にしか知られていない事実で、本人が他人に知られないことにつき客観的に見て相当の利益を持つものをいう。」とされており、本項にいう秘密の典型例は、特許出願中の発明に関する秘密（特二〇〇条参照）である。「秘密を漏らし」とは、他人に積極的に告げる場合のほか、他人が知り得る状態におくことも含まれる。「盗用」とは、無断で自己又は第三者のために利用すること、具体的には、出願公開等のされていない出願に係る発明・考案を盗んで、業として実施し、又はその発明・考案に係る利用発明・考案をし、これについて特許出願・実用新案登録出願をすること等をいう。本項に違反したときは、一年以下の懲役又は五〇万円以下の罰金に処せられる（四三条）。

二項は、登録情報処理機関は、国の代わりに情報処理業務を実施するものであるので、その業務の公正な遂行を確保するため、その役員又は職員を公務員に準ずる地位にあるものとして必要な保護と規制を加えるものである。本項により登録情報処理機関の役員又は職員を公務に従事する職員とみなして適用される刑法（明治四〇年法律第四五号）の規定には次のようなものがある。

①　公務執行妨害罪、職務強要罪（刑法九五条）
②　虚偽公文書作成罪（刑法一五六条）
③　公務員職権濫用罪（刑法一九三条）
④　あっせん収賄罪（刑法一九七条）

また、「その他の罰則」の例としては、経済関係罰則ノ整備ニ関スル法律（昭和一九年法律第四号）五条がある。

（報告及び立入検査）

第二七条　特許庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、登録情報処理機関に対し、その業務若しくは経理の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、登録情報処理機関の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。（改正、平一六法律七九）

2　前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　第一項に規定する立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

〔趣　旨〕

本条は、特許庁長官に登録情報処理機関の業務の適正化を図るために必要な報告徴収、立入検査等についての権限を与えることを規定したものである。

一項は、特許庁長官が本法の施行に必要な限度において、登録情報処理機関に対して報告徴収、立入検査等を行うことができることを規定している。

二項は、国家権力の行使による立入検査が私権の重大な制限になることに鑑み、その権限行使の濫用又は無用のあつれきを避けるため、立入検査を行う職員は常に身分を示す証明書を携帯し、必要に応じてその身分を明らかにしなければならないことを規定している。

三項は、一項の規定に基づく立入検査が行政措置であり、刑事訴訟手続の一環としての犯罪捜査のための手段として用いられることがあってはならないことを、確認的に規定している。

（適合命令）（見出し改正、平一六法律七九）

第二八条　特許庁長官は、登録情報処理機関が第十九条第一項各号〔登録の基準〕に適合しなくなったと認めるときは、その登録情報処理機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。（改正、平一六法律七九）

〔趣　旨〕

本条は、登録情報処理機関が当初の登録の基準に適合しなくなったときにその基準に適合させるための適合命令について規定したものである。登録情報処理機関が適合命令に従わないときには、登録の取消し等の事由になる（三〇条四号）。

（改善命令）

第二九条　特許庁長官は、登録情報処理機関が第二十条の規定に違反していると認めるとき、その他情報処理業務

の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その登録情報処理機関に対し、情報処理業務を行うべきこと又は情報処理業務の実施の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（本条追加、平一六法律七九）

〔**趣　旨**〕

本条は、制度の運営上真に必要とされるような場合に登録情報処理機関に対して必要な命令を発することができる改善命令について規定したものである。登録情報処理機関が改善命令に従わないときには、登録の取消し等の事由になる（三〇条四号）。具体的には、特許庁長官は、登録情報処理機関が業務実施義務に違反していると認めるときその他情報処理業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その登録情報処理機関に対し、情報処理業務を行うべきこと又は情報処理業務の実施方法等の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（**登録の取消し等**）（見出修正、平一六法律七九）

第三〇条　特許庁長官は、登録情報処理機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて情報処理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　この節の規定に違反したとき。

二　第十八条第一号又は第三号〔欠格条項〕に該当するに至ったとき。

三　第二十二条第一項〔業務規程〕の認可を受けた業務規程によらないで情報処理業務を行ったとき。

四　第二十二条第三項〔業務規程の変更の命令〕又は前二条の規定による命令に違反したとき。

五　不正の手段により登録を受けたとき。

（改正、平一六法律七九）

〔趣　旨〕

本条は、本法中の関連規定（関連規定としては、一八条、二〇条、二一条、二二条一項及び三項、二三条から二五条まで並びに二八条及び二九条。各規定の〔趣旨〕参照）に違反した登録情報処理機関に対する制裁規定であり、特許庁長官の監督権限を最終的に担保する規定である。本法においては、他の立法例の登録機関についての扱いと同様、登録情報処理機関の本法違反の行為は、原則として罰則で対処するのではなく、登録の取消しという行政処分によって対処することとしている。ただし、本条の命令に違反した場合には、その制裁を貫徹させる見地からその役員又は職員は一年以下の懲役又は五〇万円以下の罰金に処せられる（四四条）。

なお、特許庁長官が本条による処分をしようとするときは、公開による聴聞を行わなければならない（三二条一項）。

（帳簿の記載）

第三一条　登録情報処理機関は、帳簿を備え、情報処理業務に関し経済産業省令で定める事項を記載しなければならない。（改正、平一一法律一六〇、平一六法律七九）

2　前項の帳簿は、経済産業省令で定めるところにより、保存しなければならない。（改正、平一一法律一六〇）

〔趣　旨〕

本条は、特許庁長官が情報処理業務の状況を知ることができるようにするため、登録情報処理機関に対して帳簿の記

載及び保存の義務を課することを規定したものである。

一項では、帳簿の記載事項について経済産業省令で定めることとしており、省令では、各月において、七条一項の規定による磁気ディスクへの記録を求められた件数、当該記録を行った手続の件数等を定めている（施規四九条一項）。

二項では、帳簿を保存する場合の具体的な方法について「経済産業省令で定めるところにより」として経済産業省令に委任しているが、省令では、保存期間（施規四九条二項において情報処理業務を廃止するまでと規定している）について定めている。

（聴聞の方法の特例）

第三二条　第三十条〔登録の取消し等〕の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。（改正、平五法律八九、平一六法律七九）

2　前項の聴聞の主宰者は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。（改正、平五法律八九）

〔**趣　旨**〕

本条は、特許庁長官が登録情報処理機関の登録の取消し等といった相手方に不利益な処分を行おうとするときに、その処分の公正を期するために、相当な期間をおいて予告をした上で、公開による聴聞を行い、処分の相手方に証拠を提示して意見の陳述の機会を与えるべきことを規定したものである。「聴聞」とは、国・地方公共団体がある種の行為、特に国民に対して不利益となる処分を行おうとする場合、その行為が必要であるか否か、妥当であるか否か、適法であ

るか否か等の点を判断するために、行為の相手方その他の利害関係者や学識経験者の意見を聞くための手続である。聴聞の手続は一般に、①一定の処分を行う場合の聴聞、②不服の申立てがあった場合の聴聞、③法令制定の場合の聴聞の三類型に区分されるが、本条の聴聞は①の類型に属するものである。

（特許庁長官による情報処理業務）

第三三条　特許庁長官は、登録情報処理機関が第二十三条〔業務の休廃止〕の許可を受けて情報処理業務の全部若しくは一部を休止したとき、第三十条〔登録の取消し等〕の規定により登録情報処理機関に対し情報処理業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は登録情報処理機関が天災その他の事由により情報処理業務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において必要があると認めるときは、当該情報処理業務の全部又は一部を自ら行うものとする。（改正、平一六法律七九）

2　特許庁長官が前項の規定により情報処理業務の全部若しくは一部を自ら行う場合、登録情報処理機関が第二十三条〔業務の休廃止〕の許可を受けて情報処理業務の全部若しくは一部を廃止する場合又は第三十条〔登録の取消し等〕の規定により特許庁長官が登録情報処理機関の登録を取り消した場合における情報処理業務の引継ぎその他の必要な事項については、経済産業省令で定める。（改正、平一一法律一六〇、平一六法律七九）

〔趣　旨〕

本条は、特許庁長官が情報処理業務を自ら行う場合について規定したものである。

一項は、登録情報処理機関が情報処理業務の全部又は一部を休停止した場合等に特許庁長官が情報処理業務を自ら行う旨規定している。これは、情報処理業務が常に継続されている必要があるため、登録情報処理機関が情報処理業務を

実施できなくなった場合には、九条二項の規定にかかわらず、特許庁長官が自ら行うことにより情報処理業務を継続しようとするものである。

二項は、一項の規定により特許庁長官が情報処理業務を自ら行う場合、登録情報処理機関の業務廃止の場合又は登録の取消しの場合における情報処理業務の引継ぎを円滑に行うための規定であり、経済産業省令では、情報処理業務に関する帳簿、書類及び資料の引継ぎ等を定めている（施規五四条）。

（公示）

第三四条　特許庁長官は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一　第九条第一項〔登録情報処理機関〕の登録をしたとき。（改正、平一六法律七九）

二　第二十一条〔変更の届出〕の規定による届出があったとき。

三　第二十三条〔業務の休廃止〕の許可をしたとき。

四　第三十条〔登録の取消し等〕の規定により登録を取り消し、又は情報処理業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。（改正、平一六法律七九）

五　前条第一項の規定により特許庁長官が情報処理業務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行っていた情報処理業務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

〔**趣　旨**〕

本条は、公権力の行使に密接に関連する情報処理業務の性格に鑑み、一定の事実については、官報に公示することにより明確にする旨規定したものである。公示すべき事実は、次のとおりである。

①　登録情報処理機関の登録
②　名称又は所在地の変更
③　業務の休廃止の許可
④　登録の取消し・業務停止命令
⑤　特許庁長官による情報処理業務の実施・登録情報処理機関による情報処理業務の再開

第三五条　この節に規定するもののほか、登録情報処理機関の行う情報処理業務に関し必要な事項は、政令で定める。（改正、平一六法律七九）

〔**趣　旨**〕

本条は、一七条から三四条に規定するもののほか、登録情報処理機関が情報処理業務を遂行するに当たり必要が生じた場合、所要の事項を政令で定めることとしたものである。

第二節　登録調査機関（見出し改正、平一六法律七九）

（**登録調査機関の登録等**）（見出し改正、平一六法律七九）

第三六条　特許庁長官は、その登録を受けた者（以下「登録調査機関」という。）に、特許出願の審査に必要な調査のうちその特許出願に係る発明と同一の技術の分野に属する発明又は考案に関するものであって政令で定めるもの及び出願公開の際に必要な調査のうち願書に添付した要約書の記載が特許法第三十六条第七項の規定に適合

しているかどうかについてのもの（以下「調査業務」という。）を行わせることができる。（改正、平五法律二六、平一〇法律五一、平一一法律一六〇、平一六法律七九）

2　前項の登録は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業省令で定める区分ごとに、調査業務を行おうとする者の申請により行う。（改正、平一一法律一六〇、平一六法律七九）

〔趣　旨〕

本条は、登録調査機関の登録等について規定したものである。

先行技術に関する調査業務は、特許査定、拒絶査定等の公権力の行使と密接に関連する業務であり、調査業務を行うに当たっては、公正かつ的確に業務が遂行される必要がある。また、調査業務を行う際に、出願公開される前の特許出願に関する情報を扱うこともある。このため、本法制定時に指定調査機関制度を設け、業務の公正性、業務の実施義務等の確保のほか、罰則により秘密保持を担保する等、所要の法的措置を講じるとともに、指定の基準として公益法人であることを要件としていた。しかし、先行技術に関する調査の外注を拡充するとともに民間活力の促進を図るために、平成一六年の改正により指定調査機関の指定の基準から公益法人要件を削除するとともに、法律に明示された一定の基準に適合していれば登録を受けることができる登録制度に移行した。

一項は、特許庁長官は、その登録を受けた者（「登録調査機関」）に、特許出願の審査に必要な調査のうち、その特許出願に係る発明と同一の技術の分野に属する発明又は考案に関するものであって政令で定めるもの等（「調査業務」）を行わせることができる旨規定している。調査業務とは、審査官が行う審査業務（主として先行技術に関する調査（特許出願に係る発明が新規性・進歩性を有するものであるかどうか等を審査するために必要な調査）と、特許性の判断とからなる）のうちの先行技術に関する調査であって政令で定めるもの（具体的には、先行技術の検索等）及び特許出願に添付された要約書の適

合性に係るものをいう。そこで、政令では、「特許法第二十九条、第二十九条の二又は第三十九条第一項から第四項までの規定に係る特許出願の審査に必要な調査のうち、その特許出願に係る発明と同一の技術の分野に属する発明又は考案に関するものとする」旨定めている（施令三条）。

ペーパーレス計画の下では、審査業務もコンピュータを利用して行うことが基本となるが、本制度は、このような業務形態の下で効率的に調査業務を行えるように開発された定型的な調査手法（Fターム検索システム）を活用することにより、外部の機関であっても、一定の専門的知識を有する者であれば、調査業務を大規模に行うことが可能となったことから、調査業務のうち定型的に行うことが可能なものを、Fターム検索システムを利用して外部機関に行わせることにより、審査処理促進を図ろうとするものである。これに対して、発明の新規性・進歩性等に係る判断自体は、調査業務のように定型化できるものではなく、かつ高度の専門知識を要するものであるため、外部機関に行わせる業務としてなじまないものであることから、従来どおり審査官が行うこととする。これによって、審査官は、外部機関が行った調査の結果に基づいて、調査業務が行われた特許出願に係る発明についての新規性・進歩性等の判断及び特許査定、拒絶査定等の業務に集中することが可能となり、相当程度の審査処理促進を図ることが期待できるものである。

また、平成一〇年の一部改正において、権利の早期付与の要請に応えるため、出願公開の際に必要な調査のうち願書に添付した要約書の記載事項が特許法三六条七項の規定に適合しているかどうかについての調査を登録調査機関の調査業務に追加した。具体的には、明細書、図面又は要約書等を出願公開する際に、要約書が明細書又は図面に記載した発明の概要を記載していないことに係る形式的な（文字数超過、項分け不備、図面選択不備等）調査である。

ところで、調査業務は、査定等の公権力の行使に当たって重要な判断材料となるものであること、また、大規模かつ組織的に外部能力の活用を図っていくことを予定しているものであることから、公正・的確かつ遅滞なく遂行される必要があり、さらに、特許制度の場合には、出願中の発明又は考案の秘密保持が制度存立のための基本的要請となってい

るが、調査業務についての外部能力の活用を今後恒常的かつ本格的に図っていくこととなれば、出願公開前の案件を調査対象とすることも必要となってくると考えられることから、秘密保持について刑罰規定を含む万全の担保をする必要があるものである。これらの点については単に契約上の担保だけで外部機関に行わせることでは不十分である（特許法一九四条二項に、外部機関に調査を依頼することができる旨の規定があるが、これらの点については規定をしていない）ため、登録情報処理機関についての九条一項及び一七条から三四条までの規定と同様、特許庁長官の登録を受けた者（登録調査機関）に調査業務を行わせることができる旨の規定を置くとともに、当該登録調査機関に関し所要の法的措置（秘密保持義務、業務の実施義務等）を講ずることとしたものである。

なお、登録調査機関については、登録情報処理機関の場合（九条二項）のように、「登録機関に業務を行わせることとしたときは、国は、当該登録機関が行う業務を行わない」旨の規定を設けていないが、これは、

① 調査業務のうち特殊なもの（具体的には、Fターム検索システムでカバーされない学術文献の検索等）については、審査官が調査業務を行う必要があること

② 登録調査機関が調査業務を行った場合であっても、例えば、拒絶理由通知に対する明細書の補正があった場合には、当該出願について再度調査を行う必要が生じる場合があるが、このようなときには、審査官自らが調査業務を行うほうが効率的であると考えられること

等の理由によるものである。

二項は、登録調査機関の登録は、調査業務を行おうとする者の申請に基づいて経済産業省令で定める区分ごとに行うことを定めている。これは、登録調査機関には、調査業務の実施義務等が課されることとなるため、特許庁長官が一方的に登録することは適当でないためである。

また、調査業務は、様々な技術分野について行われる先行技術調査を含んでおり、これらすべての業務を行い得る設

備・人員等を揃えるためには多大な投資を必要とする。このため、実質的に登録を受けられるだけの能力を有する者が非常に限定されることとなるおそれがある。例えば、先行技術調査は、特許出願の対象となる各技術分野について行われるが、これらの技術分野すべてにわたり一定の技術的知見を有する者を集め、どの分野の先行技術調査にも対応できる体制を構築するための費用が、新規参入に対する事実上の障壁となる可能性がある。

このため、経済産業省令において登録の区分を設け、調査業務をその必要とする技術的能力等に応じて複数の区分に分け、一部の業務を行いうる能力を有していれば、その業務分野に限り登録を受けることを認めている。

なお、平成五年の一部改正において、実用新案法が改正され、実体的要件についての審査を行うことなく早期に登録される制度が導入されたことに伴い、実用新案登録出願に関する規定が削除された。

〔参　考〕

〈Fターム検索システム〉　Fターム検索システムとは、膨大な特許文献の中から必要なものを効率良く捜し出すことを目的として開発された機械検索システムである。具体的には、電子データベースに含まれる既往の特許公報等の一件一件に、多くの技術的な観点から展開したFタームと呼ばれる検索キーをあらかじめ付与しておき、端末からこの検索キーを用いた検索式を入力することにより、当該検索式に該当する特許公報等を検索し、その内容を端末の画面上に表示してスクリーニングを行うものである。

（登録の基準）

第三七条　特許庁長官は、前条第二項の規定により登録の申請をした者（以下この条において「調査機関登録申請者」という。）が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、経済産業省令で定める。（改正、平一一法律一六〇、平一七法律八七、平二九法律

四一）

一　次のいずれかに該当する者が調査業務を実施し、その人数が前条第二項の区分ごとに十名以上であること。

イ　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。）又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学を卒業した者であって、科学技術に関する事務（研究を含む。ロにおいて同じ。）に通算して四年以上従事した経験を有し、かつ、独立行政法人工業所有権情報・研修館が行う研修を修了したもの

ロ　学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校を卒業した者（同法に基づく専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）であって、科学技術に関する事務に通算して六年以上従事した経験を有し、かつ、イの研修を修了したもの

ハ　イ及びロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

二　電子計算機及び調査業務に必要なプログラムを有すること。

三　調査機関登録申請者が、特定の者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ　調査機関登録申請者が他の株式会社の子会社であること。（改正、平一七法律八七）

ロ　調査機関登録申請者の役員（持分会社にあっては、業務を執行する社員）に占める同一の者の役員又は職員（過去二年間にその同一の者の役員又は職員であった者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。（改正、平一七法律八七）

2　前条第二項の登録は、調査機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一　登録年月日及び登録番号

二　登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
三　登録を受けた者が調査業務を行う区分
四　登録を受けた者が調査業務を行う事業所の名称及び所在地
（改正、平一六法律七九）

〔趣　旨〕

本条は、特許庁長官が登録調査機関を登録する際の基準について規定したものである。特許庁長官は、本条一項各号の要件を満たす場合には、登録をしなくてはならない。本条の基準は、登録の基準であると同時に、本条一項各号に適合しなくなったと認められるときは、特許庁長官は適合命令を発することができ（三九条において読み替えて準用する二八条）、登録調査機関がこれに従わない場合には、登録の取消し等の事由になる（三九条において準用する三〇条四号）。

一項一号は、登録調査機関において調査業務を実施する者が具備すべき要件及びその人数を定めている。調査業務は、調査業務を実施する者個々の専門的知識等の個人的資質によるところが大きく、必要な能力を有さない者が調査業務を行った場合には、調査業務の質が低下し、特許審査の迅速性に与える影響が大きい。そこで、調査業務を実施する者に必要とされる能力を定めるとともに、最低限備えるべき人数についても、各区分ごとに一〇名以上を要する旨を定めた。

具体的な能力要件としては、一定の学歴、職務経験、研修を修了していることが求められており、これらをイ及びロに規定している。この他、ハにおいて、イ及びロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者についても要件に適合する旨規定している。これは、例えば、我が国の学校教育法に基づかない外国の大学を卒業し、イに規定する職務経験を有し研修を修了している場合等、イ又はロには該当しないが、明らかに前述のイ又はロと同程度の能力を有する場

合を想定している。

なお、平成二九年学校教育法の改正により、専門職大学が制度化されたことに伴い、本号を改正した。

一項二号は、登録調査機関が備えるべき機器等について規定している。調査業務は、特許出願に係る先行技術の有無について、検索システム等を用いて調査をし、新規性の有無等についての判断材料を特許庁の審査官に提供することがその主たる業務であるが、このような業務を行う上では、先行技術の検索を行うための検索システム（プログラム）及びそれを実行するための端末が必要となるため、これらを保有することを登録要件としたものである。

一項三号は、登録調査機関の業務の公正性に係る要件を定めている。業務の公正性については、新規に登録を受けようとする者と出願人となりうる者の親会社・子会社関係及び役員の具体的構成に着目し、その調査機関の意思決定が特定企業等の強い影響下に置かれ、特定の者に対し有利又は不利な取扱いを行うことを防ぐ趣旨の規定を置くこととした。

なお、平成一七年会社法の創設により、株式会社と有限会社が一つの会社類型（株式会社）に統合されたこと、合名会社、合資会社及び新設された合同会社を包括するものとして持分会社の概念が導入されたことに伴い、本号を改正した。

二項は、登録調査機関の登録について、調査機関登録簿に所定の事項を記載して行う旨規定している。

（調査業務の実施義務等）

第三八条　登録調査機関は、特許庁長官から調査業務を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、その調査業務を行わなければならない。（改正、平一六法律七九）

2　登録調査機関は、調査業務を行うときは、前条第一項第一号に規定する者（以下「調査業務実施者」という。）

に実施させなければならない。（改正、平一六法律七九）

〔趣　旨〕

本条は、登録調査機関に対する調査業務の実施義務等について規定したものである。

一項は、特許庁長官から調査業務を行うことを求められたときは、登録調査機関は、災害等により設備が破損した場合等正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、調査業務を実施しなければならないことを規定している。登録調査機関は、正当な理由なく調査業務の実施を拒否したり、遅らせたりした場合は制度の運営に与える影響が大きいため、調査業務を実施しなければならない義務を規定したものである。

二項は、調査業務は、三七条一項一号の一定の知識経験を有する者に実施させなければならないことを規定している。

なお、登録調査機関が本条の規定に違反したときは、登録の取消し等の事由になる（三九条において準用する三〇条一号）。

（準用）

第三九条　第十八条、第十九条の二、第二十一条から第三十二条まで、第三十四条（第五号を除く。）及び第三十五条〔欠格条項、登録の更新、変更の届出、業務規程、業務の休廃止、財務諸表等の備置き及び閲覧等、役員の選任及び解任、秘密保持義務等、報告及び立入検査、適合命令、改善命令、登録の取消し等、帳簿の記載、聴聞の方法の特例、公示、政令への委任〕の規定は、登録調査機関に準用する。この場合において、第十八条中「特許等関係法令」とあるのは「特許法、実用新案法若しくはこの法律又はこれらの法律に基づく命令」と、第十九条の二第二項中「前三

条」とあるのは「第三十六条第二項、第三十七条及び第三十九条において準用する第十八条」と、第二十一条、第二十二条第一項及び第三項、第二十三条、第二十六条、第二十九条、第三十条、第三十一条第一項、第三十四条並びに第三十五条中「情報処理業務」とあるのは「調査業務」と、第二十四条第二項中「指定特定手続等を行った者」とあるのは「特許出願人」と、第二十五条中「役員」とあるのは「役員又は調査業務実施者」と、第二十八条中「第十九条第一項各号」とあるのは「第三十七条第一項各号」と読み替えるものとする。（改正、平一〇法律五一、平一六法律七九）

〔趣　旨〕

本条は、登録調査機関の欠格条項、登録の更新、業務規程、業務の休廃止、役員の選任・解任、役職員等の秘密保持義務、報告及び立入検査、登録の取消し、帳簿の記載等につき、登録情報処理機関に関する一八条、一九条の二、二一条から三二条まで、三四条（五号を除く）及び三五条の規定を準用することにより規定したものである（各規定の内容については、それぞれの〔趣旨〕参照）。

なお、一八条（欠格条項）一号の「特許等関係法令」を「特許法、実用新案法若しくはこの法律又はこれらの法律に基づく命令」と読み替えているのは、登録情報処理機関の行う情報処理業務においては、特許等関係法令の規定による手続に係る書面や磁気ディスクを取り扱うことがある（六条の〔趣旨〕参照）のに対し、登録調査機関の行う調査業務においては、特許法・実用新案法の規定による出願書類のみを取り扱うこととなるので、意匠法・商標法（下位法令を含む）の違反は、登録調査機関の欠格条項の対象から除外するためである。

二四条二項の読み替え規定においては、財務諸表等の閲覧等を求めることができる利害関係人の例示として、登録調査機関の行う調査業務の結果に深い関係を有する「特許出願人」を規定した。

また、二五条（役員の選任及び解任）の「役員」を「役員又は調査業務実施者」と読み替えているのは、情報処理業務については複数の者が相互にチェックし合って完全を期すものであるため、登録調査機関における調査業務実施者に相当するものが特に規定されていないのに対し、調査業務については、調査業務実施者が自らの知識経験を駆使して調査した結果が特許庁の審査の重要な前提となるものであり、調査業務の的確性は調査業務実施者個人の資質に大きく依存する。このため、登録要件及び適合命令の発動要件となっている役員及び調査業務実施者の構成を特許庁長官が常に把握するため、役員及び調査業務実施者の選解任があった場合には、遅滞なくその旨を特許庁長官に届け出させることとした。

第三節　特定登録調査機関（本節追加、平一六法律七九）

（先行技術調査業務）

第三九条の二　登録調査機関は、特許庁長官から特に登録を受けて、特許出願人その他の者の求めに応じ、特許出願に係る発明と同一の技術の分野に属する発明又は考案に関する調査であって政令で定めるものを行い、その結果を経済産業省令で定めるところにより記載した調査報告をその者に交付する業務（以下「先行技術調査業務」という。）を行うことができる。

（本条追加、平一六法律七九）

〔趣　旨〕

本条は、登録調査機関は、特許庁長官から特に登録を受けることにより、特許出願人その他の者の求めに応じて先行

技術に関する調査を行い、経済産業省令で定めるところにより記載した調査報告を交付する先行技術調査業務を行うことができる旨を規定したものである（施規六〇条の二参照）。

登録調査機関のうち特に特許庁長官の登録を受けた者（特定登録調査機関）は、出願人等の求めに応じ特許出願について先行技術調査を行い、その結果を記載した調査報告を交付できることとし、出願人等が審査請求を行う際に調査報告を提示した場合には、特許庁長官は審査請求手数料を軽減することができる旨の規定を置くとともに、当該特定登録調査機関に対する所用の監督規定を整備したものである。

特定登録調査機関の行う先行技術調査業務の内容は、「特許出願に係る発明と同一の技術の分野に属する発明又は考案に関する調査であって政令で定めるものを行」うことと、「その結果を経済産業省令で定めるところにより記載した調査報告をその者に交付する業務」からなっている。

前者は、登録調査機関の行う調査業務とほぼ同内容のことを行うため、三六条一項の規定とほぼ同義である。ただし、調査業務が特許庁における特許審査の過程で必要となる調査を行う業務であるのに対し、先行技術調査業務は、その結果が最終的に特許審査において活用されることが有り得るとしても、特許審査の過程とは直接には関係なく行われるものであることから、三六条一項の規定中「特許出願の審査に必要な調査のうち」の文言は用いていない。具体的には、特許出願に係る発明と同一の技術の分野に属する過去の発明や論文等の文献を調査することを指している。なお、政令においては、これらの調査は、特にその特許出願の新規性、進歩性等についてのものである旨等が規定されている（施令四条）。

後者は、調査を行った結果を経済産業省令に規定された必要な事項を記載した調査報告として調査を依頼した者に対し交付する業務を指している。経済産業省令において規定する事項は、調査報告が備えるべき記載事項となる（施規六〇条の二）。

（手数料の特例）

第三九条の三　特許庁長官は、特許出願について出願審査の請求をする者が、前条の登録を受けた者（以下「特定登録調査機関」という。）が交付する同条の調査報告を提示してその請求をしたときは、政令で定めるところにより、特許法第百九十五条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減することができる。

（本条追加、平一六法律七九）

〔**趣　旨**〕

本条は、審査請求をする際、請求人が三九条の二に基づき特定登録調査機関が交付した調査報告を提示した場合には、審査請求手数料の軽減を受けられる旨を規定したものである。

審査請求をする者は、出願後審査請求するまでに特定登録調査機関に対し自らが審査請求しようとする特許出願について先行技術調査を依頼し、その結果について調査報告の交付を受けた上で、特許庁長官にその調査報告を提示して審査請求を行うこととなる。

なお、手数料の軽減の額等の具体的な事項については、政令で定めることとなっている（特許法等関係手数料令一条）。

（登録）

第三九条の四　第三十九条の二の登録は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業省令で定める区分ごとに、先行技術調査業務を行おうとする者の申請により行う。

（本条追加、平一六法律七九）

〔趣　旨〕

本条は、登録情報処理機関の登録の申請について規定した一七条及び登録調査機関の登録の申請について規定した三六条二項と同様、特定登録調査機関の登録は先行技術調査業務を行おうとする者の申請に基づき行われること、申請の手続の詳細については経済産業省令で定めること（施規六〇条の三）、登録は登録調査機関の場合と同様、経済産業省令で定める区分ごとに行われること（施規六〇条の四）を規定したものである。

なお、特定登録調査機関の登録の区分は、登録調査機関の登録の区分に準じて、一定の技術分野ごとに分けられることとなる。

（登録の基準）

第三九条の五　特許庁長官は、前条の規定により登録の申請をした者がその申請に係る区分について登録調査機関の登録を受けている者であるときは、第三十九条の二の登録をしなければならない。この場合において、同条の登録に関して必要な手続は、経済産業省令で定める。

2　第三十九条の二の登録は、特定登録調査機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一　登録年月日及び登録番号

二　登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

三　登録を受けた者が先行技術調査業務を行う区分

四　登録を受けた者が先行技術調査業務を行う事業所の名称及び所在地

（本条追加、平一六法律七九）

〔趣　旨〕

本条は、特許庁長官が特定登録調査機関を登録する際の基準について規定したものである。

登録調査機関の行う調査業務と特定登録調査機関の行う先行技術調査業務とは、それを機関に依頼する者は異なるものの、具体的業務の内容は、「その特許出願に係る発明と同一の技術の分野に属する発明又は考案に関する調査」である点において変わりはない。したがって、特定登録調査機関に求められる能力自体は、登録調査機関が備えるべき能力と変わるところはない。特定登録調査機関となるのは、既に登録調査機関の登録を受けている者に限られるため、原則として、特定登録調査機関の登録を受ける際に、新たな登録要件を課す必要はないと考えられる。

ただし、登録調査機関の登録は経済産業省令で定める技術分野の区分ごとに行われるが、各区分において調査業務実施者に必要とされる専門的知識は異なり得る。このため、本条一項においては、特定登録調査機関の登録を受けられるのは、既に登録調査機関の登録を受けている技術分野の区分に限られる旨を規定している。

二項は、特定登録調査機関の登録について、特定登録調査機関登録簿に所定の事項を記載して行う旨を規定している。

（先行技術調査業務の実施義務等）

第三九条の六　特定登録調査機関は、先行技術調査業務を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、その先行技術調査業務を行わなければならない。

2　特定登録調査機関は、先行技術調査業務を行うときは、調査業務実施者に実施させなければならない。

（本条追加、平一六法律七九）

〔趣　旨〕

本条は、特定登録調査機関に対する調査業務の実施義務について規定したものである。

一項においては、特定登録調査機関は、特許出願人等から先行技術調査業務を行うべきことを求められたときは、災害等により業務を行うことができないとか、特許出願人等との間で先行技術調査業務についていまだ契約が締結されていないといった正当な理由がある場合を除き、遅滞なく当該業務を実施すべき義務を負う旨を規定したものである。本項にいう「正当な理由」としては、上記のような契約が締結されて場合のほか、特定登録調査機関が多数の先行技術調査業務を抱えており、すぐには新たに依頼を受けた案件について調査を行うことができない場合等が想定される。

二項においては、特定登録調査機関は、先行技術調査業務を行う際には三七条一項一号に規定する要件に適合する者（調査業務実施者）に行わせなければならない旨規定している。

先行技術調査業務は調査業務と同様個々の業務を実施する者の知識経験等に大きく依存するものであり、このため、三七条一項の要件を満たす登録調査機関でなければ登録を受けられないこととしている。しかし、具体的な業務を行う際に当該機関に勤務しているものであれば誰でも実施できることとしたのでは、登録調査機関に限り特定登録調査機関の登録を受けることを可能とした制度の趣旨が没却されてしまう。したがって、特定登録調査機関に対し、個々の業務を行うに当たっても調査業務実施者に業務を実施させることを義務付けたものである。

なお、本条に違反した場合は、三九条の九第二項一号により、登録の取消し等の対象となる。

（先行技術調査業務規程）

第三九条の七　特定登録調査機関は、先行技術調査業務に関する規程（以下「先行技術調査業務規程」という。）を定め、先行技術調査業務の開始前に、特許庁長官に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　先行技術調査業務規程で定めるべき事項は、経済産業省令で定める。

（本条追加、平一六法律七九）

〔趣　旨〕

本条は、特定登録調査機関の業務規程について規定したものである。

特定登録調査機関は、経済産業省令で定める事項（施規六〇条の五）を記載した先行技術調査業務規程を業務開始前に特許庁長官に届け出ること、また、先行技術調査業務規程の記載事項を変更するに当たっても、特許庁長官に届け出ることを義務付けているが、特定登録調査機関は政府の代行機関として業務を行うものでない以上、具体的な業務の実施の細目等については特定登録調査機関が自由に定めるべきである。特許庁長官の認可を義務付けることはこのような民間の行為に対する行政の過度な介入であると考えられる。

他方、特許庁長官は、改善措置の発動等、制度の円滑な運用のために各機関の行う業務の内容について一定の情報を常に把握しておく必要がある。このため、先行技術調査業務規程については認可事項とはしないが、業務開始前に特許庁長官に届け出ることを義務付けたものである。

本条に違反した場合は、三九条の九第二項一号に基づき、登録の取消し等の対象となる。

（業務の休廃止の届出）

第三九条の八　特定登録調査機関は、先行技術調査業務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を特許庁長官に届け出なければならない。

（本条追加、平一六法律七九）

〔**趣　旨**〕

本条は、特定登録調査業務の休廃止について規定したものである。

登録調査機関の場合、勝手に業務を休止又は廃止すると、特許庁長官は当該調査業務を自ら行わなければならず、特許審査に大きな影響を与えることから、業務の休廃止を特許庁長官の認可事項としている。

特定登録調査機関の場合、民間の業務として先行技術調査業務を行う以上、業務の収支状況等に応じて各機関が自ら業務の休廃止を決定すればよいと考えられることから、認可制は採用していない。

ただし、例えば、特定登録調査機関が特許庁長官に対し何の連絡もなく先行技術調査業務を休廃止した場合、特許出願人等が先行技術調査業務を依頼すべき者が分からなくなる等の混乱が生じるおそれがある。

このため、特定登録調査機関が業務の休廃止をしようとするときは、あらかじめ特許庁長官にその旨を届け出させることとし、届出があった場合にはその旨を公示することで、特許出願人等がどの機関に先行技術調査業務を依頼できるのかについての情報を常に入手することができるようにするものである。

本条に違反して業務の休廃止の届出をしなかった場合には、三九条の九第二項一号に基づく登録の取消し等の対象になる。もっとも、登録調査機関が届出なくして先行技術調査業務の全部の廃止を行った場合には、もはや登録の取消しや業務停止命令を発することはできないから、刑事罰により対応することとなる。

本条に違反した特定登録調査機関の役職員は、四五条四号に基づき、二〇万円以下の罰金に処することとしている。

（登録の取消し等）

第三九条の九　特許庁長官は、特定登録調査機関が第三十九条の二の登録を受けた区分について第三十九条において準用する第三十条の規定により登録調査機関の登録を取り消されたときは、その第三十九条の二の登録を取り消さなければならない。

2　特許庁長官は、特定登録調査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その第三十九条の二の登録を取り消し、又は期間を定めて先行技術調査業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　この節の規定に違反したとき。

二　第三十九条の十一において準用する第十八条第三号に該当するに至ったとき。

三　第三十九条の十一において準用する第二十九条の規定による命令に違反したとき。

四　不正の手段により第三十九条の二の登録を受けたとき。

（本条追加、平一六法律七九）

〔**趣　旨**〕

特定登録調査機関としての登録は登録調査機関でなければ受けることができないから、すべての特定登録調査機関は登録調査機関の登録の基準を満たしているはずである。言い換えると、特定登録調査機関についても一定の能力が求められることは事実であるが、必要な基準については、登録調査機関の登録の基準が代替している。

このことから、特定登録調査機関が登録調査機関としての登録の基準を満たさなくなった場合、登録調査機関としての業務に不正があり登録調査機関としての登録を取り消されたりした場合には、当然に特定登録調査機関としての登録

も取り消される旨規定している。

二項は、特定登録調査機関としての業務上、特例法上の規定違反があった場合には、特定登録調査機関としての登録が取り消され、又は特定登録調査機関としての業務について業務停止命令が出される旨を定めている。この場合、特定登録調査機関の登録の取消し等の効果は、登録調査機関としての登録には及ばない。

（公示）

第三九条の一〇　特許庁長官は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一　第三十九条の二の登録をしたとき。

二　第三十九条の八の規定又は次条において準用する第二十一条の規定による届出があったとき。

三　前条第一項若しくは第二項の規定により第三十九条の二の登録を取り消し、又は同項の規定により先行技術調査業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

（本条追加、平一六法律七九）

〔**趣　旨**〕

本条は、特許出願人等が、特定登録調査機関に先行技術調査業務を依頼する際に必要となる最低限の情報については、官報に公示することにより明確にする旨規定したものである。公示すべき事実は、次のとおりである。

①　特定登録調査機関の登録

②　名称又は所在地の変更の届出

③　業務の休廃止の届出

④　登録の取消し・業務停止命令

（準用）

第三九条の一一　第十八条（第一号を除く。）、第十九条の二、第二十一条、第二十七条、第二十九条、第三十一条、第三十二条及び第三十五条の規定は、特定登録調査機関について準用する。この場合において、第十八条第三号中「前二号のいずれか」とあるのは「前号」と、第十九条の二第二項中「前三条」とあるのは「第三十九条の四、第三十九条の五及び第三十九条の十一において準用する第十八条（第一号を除く。）」と、第二十一条、第二十九条、第三十一条第一項及び第三十五条中「情報処理業務」とあるのは「先行技術調査業務」と読み替えるものとする。

（本条追加、平一六法律七九）

〔趣　旨〕

本条は、特定登録調査機関の欠格条項、登録の更新、変更の届出、報告及び立入検査、改善命令、帳簿の記載等につき、登録情報処理機関に関する一八条（一号を除く）、一九条の二、二一条、二七条、二九条、三一条、三二条及び三五条の規定を準用することにより規定したものである（各規定の内容については、それぞれの〔趣旨〕参照）。

一八条一号（特許等関係法令違反を登録の欠格事由としている。）を準用しないこととしているのは、特許等関係法令違反がある場合は、そもそも登録調査機関としての登録を受けることができないため、特定登録調査機関の登録の際に問題とする必要がないからである。

本条では、二九条（改善命令）に関する規定のみ準用され、二八条（適合命令）に関する規定は準用していないが、こ

れは、特定登録調査機関の登録を受けるには、同一区分について登録調査機関の登録を受けていればよく、また、この区分について登録調査機関の登録が取り消されれば、三九条の九第一項により当然に特定登録調査機関の登録も取り消されるので、特定登録調査機関が登録後に登録の基準に適合していないという状況が発生しないからである。

また、役員等の選解任の届出、守秘義務、みなし公務員規定については、準用しないこととしているが、その理由は以下のとおりである。

まず、役員及び調査業務実施者の選解任の届出については、既に登録調査機関に対し届出の義務が課せられており、新たに特定登録調査機関として届出を求める必要性が薄いと考えられるため、規定していない。

次に、外部に対して漏洩することが許されない情報を取り扱う登録調査機関と異なり、特定登録調査機関は、特許出願人等から依頼を受けてその出願に係る先行技術の有無について調査するのであるから、秘密保持については、特定登録調査機関と特許出願人等との契約において秘密保持に関する条項を盛り込む等の対応を行えばよく、役職員に対して個別に秘密保持義務を課す必要性はないと考えられるため、規定しないこととした。

機関の役職員への罰則の適用について公務に従事する職員とみなす「みなし公務員規定」については、特定登録調査機関の業務は行政庁の代行としての業務ではなく、あくまで民間の機関と特許出願人等の間の契約に基づいて行われる業務であるから、規定しないこととした。

第五章　雑　則

（手数料）

第四〇条　次に掲げる者は、政令で定める場合を除くほか、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。（改正、平一五法律四七）

一　第七条第一項〔書面の提出による手続等〕の規定により磁気ディスクへの記録を求める者

二　第十二条第一項〔電子情報処理組織を使用して行う閲覧の請求〕の規定により同項第一号〔ファイルに記録されている事項〕に掲げる事項について閲覧を請求する者

三　第十二条第一項の規定により同項第二号〔原簿のうち磁気テープをもって調製された部分に記録されている事項〕に掲げる事項について閲覧を請求する者

四　第十二条第二項〔ファイルに記録されている事項を記載した書類の交付の請求〕の規定により書類の交付を請求する者

2　前項の手数料は、登録情報処理機関に対し磁気ディスクへの記録を求める者の納めるものについては、当該登録情報処理機関の収入とする。（改正、平一六法律七九）

3　第一項の規定は、手数料を納付すべき者が国であるときは、適用しない。ただし、登録情報処理機関に対し磁気ディスクへの記録を求める場合は、この限りでない。（本項追加、平一一法律二二〇、改正、平一五法律四七、平一六法律七九）

4　特許権、実用新案権、意匠権若しくは商標権、特許、実用新案登録若しくは意匠登録を受ける権利、商標登録出願により生じた権利又は防護標章登録に基づく権利（以下この項において「権利」という。）が国と国以外の者との共有に係る場合であって持分の定めがあるときは、国と国以外の者が自己の権利について第一項第一号の規定により納付すべき手数料（政令で定めるものに限る。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する手数料の金額に国以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならない。ただし、登録情報処理機関に対し磁気ディスクへの記録を求める場合は、この限りでない。（本項追加、平一〇法律五一、改正、平一一法律二二〇、平一五法律四七、平一六法律七九）

5　前項の規定により算定した手数料の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。（本項追加、平一〇法律五一、改正、平一一法律二二〇、平一五法律四七）

6　第一項の規定による手数料の納付は、登録情報処理機関に納める場合を除き、経済産業省令で定めるところにより、特許印紙をもってしなければならない。ただし、経済産業省令で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、現金をもって納めることができる。（改正、平八法律六八、平一〇法律五一、平一一法律一六〇、平一一法律二二〇、平一五法律四七、平一六法律七九）

7　特許法第百九十五条第十一項及び第十二項〔手数料の返還〕の規定は、第一項の規定により国に納付した手数料に準用する。（改正、平一〇法律五一、平一一法律二二〇、平一五法律四七）

〔**趣　旨**〕

本条は手数料を定めたものである。（特許法一九五条の〔趣旨〕参照）

一項は、

①　書面の提出により手続を行った場合の補充的措置として磁気ディスクへの記録を求める者（七条一項）

②　ファイルに記録されている事項の閲覧を請求する者（一二条一項一号）

③　特許原簿等の電子情報処理組織による閲覧を請求する者（一二条一項二号）

④　ファイルに記録されている事項を記載した書類の交付を請求する者（一二条二項）

が、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならないことを定めている。これらの手数料については、特許法一九五条一項等に規定されている手数料と同様、定型的な行政事務に関するものであることに鑑み、手数料規定の合理化の統一方針に従い、実費を勘案して政令で定めることとした。また、平成一五年の一部改正において、本項に例外規定を設け、政令に定められた場合には手数料の納付を要しないこととした。具体的には、平成一五年の一部改正において特許異議申立制度と特許無効審判制度を統合したことに伴って縦覧制度が廃止されたことから、特許庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイル記録事項のうち、公報発行の日から一年以内の特許公報に掲載された特許に関する事項について電子情報処理組織を利用して行う閲覧請求が、特許法等関係手数料令五条二項に規定されている。

二項は、九条一項の規定により登録情報処理機関が七条一項の規定による磁気ディスクへの記録を行う場合において、九条三項の規定により登録情報処理機関に対し磁気ディスクへの記録を求める者は、登録情報処理機関に対し一項一号の手数料を納付すべきこと及びその手数料は当該登録情報処理機関の収入とする旨定めたものである。

三項本文及び四項本文は、国庫内の資金循環を防ぐ観点から、国が納付すべき手数料を免除したものであって、特許法一〇七条二項及び三項、一九五条四項及び五項に対応する。これに対して、ただし書で登録情報処理機関に対するものについては免除しないこととしたのは、登録情報処理機関は、独立採算制の民間法人であり、国についてだけ手数料を免除する理由はないためである。

五項は、共有に係る場合の手数料の取扱いについて定めたものであり、特許法一〇七条四項、一九五条七項に対応する。

六項は、手数料の納付方法について定めたものであり、特許法一〇七条五項、一九五条八項に対応する。

七項は、過誤納の手数料の返還請求権及びその除斥期間（納付した日から一年）について規定した特許法一九五条一一項及び一二項を準用し、一項の手数料（国に納付したものに限る）について過誤納があった場合も同様の取扱いをする旨を規定したものである。

なお、平成一六年の一部改正により、指定情報処理機関制度が、法律に明示された一定の基準に適合していれば登録を受けることができる登録制度に移行したため、二項、三項ただし書、四項ただし書及び六項本文において所要の改正を行った。

（特許法の準用等）

第四一条　特許法第三条〔期間の計算〕の規定は、この法律又はこの法律に基づく命令に規定する手続についての期間に準用する。

2　特許法第七条、第八条、第十一条から第十四条まで、第十六条、第十七条第三項（第三号を除く。）及び第四項、第十八条第一項、第十八条の二から第二十一条まで並びに第二十六条〔未成年者、成年被後見人等の手続をする能力、在外者の特許管理人、代理権の不消滅、代理人の個別代理、代理人の改任等、複数当事者の相互代表、手続をする能力がない場合の追認、手続の補正、手続の却下、不適法な手続の却下、願書等の提出の効力発生時期、手続の効力の承継、手続の続行、条約の効力〕の規定は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による手続に準用する。（改正、平五法律二六、平八法律六八、平八法律一一〇）

3　特許法第百九十五条の三の規定は、この法律の規定による処分（第四章の規定による処分を除く。）に準用する。（本項追加、平五法律八九、改正、平二六法律六九）

4　この法律又はこの法律に基づく命令に規定する手続であって特許、実用新案登録、意匠登録、商標登録又は防護標章登録に関するものについての期間は、特許法第二十四条〔手続の中断又は中止〕（実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項、商標法第七十七条第二項又は同法附則第二十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定により、当該手続が中断し、若しくは中止した時にその進行を停止し、又は当該手続についての期間の進行が開始した時にその進行を開始するものとする。（改正、平五法律二六、平五法律八九、平一〇法律五一、平二六法律六九）

〔趣　旨〕

本条は、特許法の規定を準用する旨等を定めたものである。

一項及び二項は、本法（下位法令を含む）の規定による手続（七条一項の磁気ディスクへの記録を求める手続、一四条一項の予納及び届出、一五条一項の特許料等又は手数料の納付に充てるべき旨の申出等）について、期間の計算、書面等の提出の効力発生時期等に関する特許法の規定を準用し、特許法と同様に取り扱うこととする旨を規定したものである。

なお、二項については、平成八年の一部改正により特許法八条三項の規定が削除されたことに伴い該当箇所を改正し、同法一八条の二の規定が新設されたことに伴い同規定の準用を追加した。また、平成八年の民事訴訟法の改正に伴い、特許法一〇条が削除されたことにより、準用条文について所要の改正を行った。

三項は、平成五年に制定された行政手続法の適用除外を定めた特許法一九五条の三の規定を準用する旨を規定したものである。

四項は、本法（下位法令を含む）に規定する手続であって特許、実用新案登録、意匠登録、商標登録又は防護標章登録に関するものについての期間の進行の停止又は開始については、特許法二四条（実用新案法二条の五第二項、意匠法六八条二項、商標法七七条二項又は商標法附則二七条二項において準用する場合を含む）の規定による当該手続の中断・中止又は期間の進行の開始の時点と一致させる趣旨である。

なお、四項について、平成一〇年の一部改正において、本法の対象に意匠法・商標法に規定する手続等を加えたことに伴い、該当箇所を改正した。

（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外）

第四二条　特許等関係法令の規定による手続等（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第二条第十号に規定する手続等をいう。）については、同法第三条から第六条までの規定は、適用しない。

（本条追加、平一四法律一五二）

〔**趣　旨**〕

本条は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の制定に伴い、平成一四年の一部改正で新設された規定である。特許等関係法令の規定による手続等は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律二条一〇号に規定される手続等（申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等）に該当するが、同法三条から六条については、特例法において、既にこれらに相当する規定が担保されており、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の規定を適用する必要がない等の理由から、同法三条から六条までの規定は、特許等関係法令の規定による手続等には適用しな

いことといたした。

第六章　罰　則

第四三条　第二十六条第一項〔秘密保持義務等〕（第三十九条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。（改正、平一四法律一五二、平一六法律七九）

〔**趣　旨**〕

本条は、平成一四年の一部改正により四二条が条文移動したものであり、登録情報処理機関又は登録調査機関の役職員等が秘密保持義務等（二六条一項、三九条）に違反した場合の罰則（一年以下の懲役又は五〇万円以下の罰金）について規定したものである。

なお、平成一六年の一部改正において旧二七条が二六条に条文移動したことに伴い、本条の規定においても「二十七条」を「二十六条」に改めた。

第四四条　第三十条〔登録の取消し等〕（第三十九条において準用する場合を含む。）の規定による情報処理業務若しくは調査業務の停止の命令又は第三十九条の九第二項の規定による先行技術調査業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録情報処理機関、登録調査機関又は特定登録調査機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。（改正、平一四法律一五二、平一六法律七九）

〔趣　旨〕

本条は、平成一四年の一部改正により四三条が条文移動したものであり、登録情報処理機関、登録調査機関又は特定登録調査機関の役職員が業務停止命令（三〇条、三九条、三九条の九）に違反した場合の罰則（一年以下の懲役又は五〇万円以下の罰金）について規定したものである。

第四五条　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした登録情報処理機関、登録調査機関又は特定登録調査機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。（改正、平一六法律七九）

一　第二十三条〔業務の休廃止〕（第三十九条において準用する場合を含む。）の許可を受けないで情報処理業務又は調査業務の全部を廃止したとき。

二　第二十七条第一項〔報告及び立入検査〕（第三十九条又は第三十九条の十一において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。（改正、平一六法律七九）

三　第三十一条第一項〔帳簿の記載〕（第三十九条又は第三十九条の十一において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は第三十一条第二項〔帳簿の保存〕（第三十九条において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を保存しなかったとき。（改正、平一六法律七九）

四　第三十九条の八の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。（本号追加、平一六法律七九）

（改正、平一四法律一五二）

〔**趣　旨**〕

本条は、平成一四年の一部改正により四四条が条文移動したものであり、登録情報処理機関、登録調査機関又は特定登録調査機関の役職員が次の違反行為をした場合の罰則（二〇万円以下の罰金）について規定したものである。平成一六年の一部改正により第四号が追加された。

① 無許可の業務全廃（二三条、三九条）

② 報告義務違反、検査拒否等（二七条一項、三九条、三九条の一一）

③ 帳簿作成義務違反等（三一条、三九条、三九条の一一）

④ 業務の休廃止の届出義務違反（三九条の八）

第四六条　第二十四条第一項（第三十九条において準用する場合を含む。）の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第二十四条第二項各号（第三十九条において準用する場合を含む。）の規定による請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。

（本条追加、平一六法律七九）

〔**趣　旨**〕

本条は、平成一六年の一部改正で新設された条文であり、登録情報処理機関及び登録調査機関に対する財務諸表等の

備付け及び閲覧等に係る義務に違反した場合の罰則（二〇万円以下の過料）について規定したものである。

附　則

附　則（平成二年法律第三〇号抄）

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日〔平成二年政令第二五七号により平成二年一二月一日〕から施行する。ただし、第九条、第十四条、第十五条第二項、第十六条（第十五条第一項及び第三項の準用に係る部分を除く。）、第十七条から第十九条まで、第二十一条、第二十二条、第二十四条から第二十九条まで、第三十条（第三号を除く。）、第三十二条、第三十四条、第三十六条、第三十七条、第三十九条（第二十三条、第三十条第三号、第三十一条及び第三十五条の準用に係る部分を除く。）、第四十一条、第四十二条、第四十四条第二号及び附則第九条の規定並びに附則第三条中印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第百四十二号）第二条第二項の改正規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日〔平成二年政令第二五七号により同年九月一二日〕から施行する。

〔趣　旨〕

本条は、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三〇号）の施行期日について規定したものである。

本条本文は、この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することと

した。これは、この法律の施行は可及的速やかに行われることが要請される一方、本制度が出願手続等の大幅な変更をもたらすものであることから、一般に周知徹底を図る必要があるほか、法律の成立後施行期日までの間に政令、省令等を整備しなければならないためである。

本条ただし書は、予納の届出及び予納（一四条、一五条二項、一六条、四一条、附則三条）並びに指定情報処理機関及び指定調査機関の指定及び監督（九条、一七条から一九条まで、二一条、二二条、二四条から三〇条まで、三二条、三四条、三六条、三七条、三九条、四一条―四四条）等に関係した規定のうちの一部は、この法律全体の施行のための準備行為を進める必要から、この法律全体の施行に先立って公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

そして、施行期日を定める政令は、平成二年九月七日に政令第二五七号として公布され、この法律の施行期日は平成二年一二月一日と、ただし書に規定する部分の施行期日は平成二年九月一二日とされた。

第二条から第八条まで省略

弁理士法、印紙をもってする歳入金納付に関する法律、特許法、実用新案法、意匠法、商標法及び通商産業省設置法の改正に伴うもの。

（政令への委任）

第九条　この法律の施行の日前において電子情報処理組織を整備する場合の手続その他この法律の施行に関し必要

な経過措置は、政令で定める。

〔趣　旨〕

本条は、この法律の施行の日前において電子情報処理組織を整備する場合の手続その他この法律の施行に関し必要な経過措置について政令で定めることとしたものである。

本条の規定に基づく政令（平成二年政令二五八号）は、次のような事項を定めている。

(1)　特許法の改正に伴う経過措置（施令附則二条）

特許法の項の附則九条の〔趣旨〕参照

(2)　実用新案法の改正に伴う経過措置（施令附則三条）

実用新案法の項の附則九条の〔趣旨〕参照

(3)　この法律の施行の日前において電子情報処理組織を整備する場合の手続（施令附則九条）

三条一項の電子情報処理組織により特定手続を行う場合に出願人等が使用する入出力装置については、あらかじめ特許庁長官に届け出たものを使用しなければならない旨政令で定めている（三条の〔趣旨〕参照）が、この法律の施行当初から電子情報処理組織により特定手続を行おうとする場合には、この法律の施行前に入出力装置を用意し、電子情報処理組織の整備を図る途を認める必要があり、政令では、その場合の入出力装置の届出及び届出の効果について定めている。

附　則（平成五年法律第二六号抄）

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲において政令で定める日〔平成五年政令第三三一号により同六年一月一日〕から施行する。

〔**趣　旨**〕

特許法の附則の〔趣旨〕参照。

第二条及び第三条省略

（第三条の規定による実用新案法の改正に伴う経過措置）

第四条　この法律の施行の際現に特許庁に係属している実用新案登録出願（次条第一項に規定する旧実用新案登録出願を除く。）又はこの法律の施行前にした実用新案登録出願に係る実用新案登録、実用新案権、審判若しくは再審については、第三条の規定による改正前の実用新案法（以下「旧実用新案法」という。）、附則第十一条の規定による改正前の弁理士法（大正十年法律第百号）、附則第十二条の規定による改正前の輸出品デザイン法（昭和三十四年法律第百六号）、旧特許法、第四条の規定による改正前の意匠法及び附則第十五条の規定による改正前の工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

〔**趣　旨**〕

実用新案法の附則の〔趣旨〕参照。

附　則（平成五年法律第八九号抄）

（施行期日）

第一条　この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日〔平成六年政令第三〇二号により同年一〇月一日〕から施行する。

附　則（平成六年法律第一一六号抄）

（施行期日）

第一条　この法律は、平成七年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二　（前略）附則第八条、第九条、第十条第二項、第十七条及び第十九条〔工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の一部改正〕の規定　平成八年一月一日

附　則（平成八年法律第六八号抄）

（施行期日）

第一条　この法律は、平成九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日か

ら施行する。

一　第一条中商標法第四条第一項第二号及び第五号〔商標登録を受けることができない商標〕の改正規定、同法第九条第一項〔出願時の特例〕の改正規定、同法第九条の二の前に見出しを付す改正規定、同法第九条の二の次に一条を加える改正規定、同法第十三条第一項〔特許法の準用〕の改正規定並びに同法第五十三条の二の改正規定並びに第六条〔不正競争防止法の一部改正〕の規定商標法条約が日本国について効力を生ずる日

二　第一条中商標法第四十条第四項〔登録料〕及び第七十六条第四項〔手数料〕にただし書を加える改正規定、第二条中特許法第百七条第三項〔特許料〕、第百十二条第三項〔特許料の追納〕及び第百九十五条第五項〔手数料〕にただし書を加える改正規定、第三条中実用新案法第三十一条第三項〔登録料〕、第三十三条第三項〔登録料の追納〕及び第五十四条第四項〔手数料〕にただし書を加える改正規定、第四条中意匠法第四十二条第四項〔登録料〕、第四十四条第三項〔登録料の追納〕及び第六十七条第四項〔手数料〕にただし書を加える改正規定、第五条中工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第四十条第四項〔手数料〕にただし書を加える改正規定並びに附則二十七条〔特許特別会計法の一部改正〕の規定平成八年十月一日

三　第一条中商標法附則に二十九条を加える改正規定（同法附則第二条第二項に係る部分を除く。）平成十年四月一日

〔趣　旨〕

商標法の附則一条の〔趣旨〕参照。

第二条から第二二条まで省略

〔趣　旨〕

商標法の附則各条の〔趣旨〕参照。

附　則（平成八年法律第一一〇号抄）

（施行期日）

この法律は、新民訴法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第三十四条中商標法第四十三条の六第二項、第四十三条の八及び第四十三条の十三第一項の改正規定　平成九年四月一日又は新民訴法の施行の日のいずれか遅い日

二　第三十条中特許法第十条の改正規定、第三十二条中実用新案法第二条の五第二項の改正規定、第三十三条中意匠法第六十八条第二項の改正規定、第三十四条中商標法第七十七条第二項、附則第二十七条第二項及び附則第三十条の改正規定並びに第五十一条中工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第四十一条第二項の改正規定　平成十年四月一日又は新民訴法の施行の日のいずれか遅い日

附　則（平成一〇年法律第五一号抄）

第一条　この法律は、平成十一年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中特許法第百七条の改正規定（同条第一項の表の改正規定に限る。）、第六条中工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第三十六条第一項の改正規定並びに次条第二項及び附則第八条から第十二条までの規定　公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日

二　第一条中特許法第百七条の改正規定（同条第一項の表の改正規定を除く。）及び同法第百九十五条の改正規定（同条第一項第四号から第七号までの改正規定を除く。）、第二条中実用新案法第三十一条の改正規定及び同法第五十四条の改正規定（同条第一項第四号から第七号までの改正規定を除く。）、第四条の規定、第五条中商標法第四十条、第四十一条の二第五項及び第六十五条の七第三項の改正規定並びに同法七十六条の改正規定（同条第一項の改正規定を除く。）、第六条中工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第四十条の改正規定並びに次条第三項、附則第三条第二項、第五条並びに第六条第二項の規定、附則第十四条中商標法等の一部を改正する法律（平成八年法律第六十八号）附則第十五条第二項の改正規定並びに附則第十八条の規定　平成十一年四月一日

三　第六条中工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第二条第二項及び第三項、第五条第五項、第十一条、第十三条、第十四条第一項、第十八条第一号、第二十六条、第三十九条並びに第四十一条第五項の改正規定　平成十二年一月一日

〔趣　旨〕

特許法の附則の〔趣旨〕参照。

第二条から第一八条まで省略

〔**趣　旨**〕

特許法、実用新案法、意匠法、商標法及び特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律の附則各条の〔趣旨〕参照。

附　則（平成一一年法律第四一号抄）

（**施行期日**）

第一条　この法律は、平成十二年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中特許法第百七条第一項の表の改正規定及び同法第百六十八条に二項を加える改正規定、第二条中実用新案法第三十一条第一項の表の改正規定及び同法第四十条に二項を加える改正規定並びに次条第十項、附則第三条第六項及び附則第七条から第十二条までの規定　公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日

二　第五条の規定並びに附則第六条、第十六条及び第十七条の規定　標章の国際登録に関するマドリッド協定の千九百八十九年六月二十七日にマドリッドで採択された議定書が日本国について効力を生ずる日

三　第六条中工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第十二条第一項第二号の改正規定　平成十三年一月一日

四　第一条中特許法第四十六条第一項にただし書を加える改正規定、同条第二項の改正規定及び同法第四十八条の三第一項の改正規定並びに次条第三項及び第四項の規定　平成十三年十月一日

〔趣　旨〕

特許法の附則一条の〔趣旨〕参照。

第二条から第一九条まで省略

〔趣　旨〕

特許法、実用新案法、意匠法及び商標法の附則各条の〔趣旨〕参照。

附　則（平成一四年法律第一五二号抄）

（施行期日）

第一条　この法律は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から七まで　省略

八　第六十六条中工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第二条第一項、第三条から第八条まで、第十一条、第十二条及び第十四条の改正規定　この法律の公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

九から一一まで　省略

第二条及び第三条省略

（罰則に関する経過措置）

第四条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第五条から第一六条まで省略

附　則（平成一五年法律第四七号抄）

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十六年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第十八条の規定　公布の日

二　第一条中特許法第百七条、第百九十五条並びに別表第一号から第四号まで及び第六号の改正規定、第二条中

実用新案法第三十一条及び第五十四条の改正規定、第三条中意匠法第四十二条及び第六十七条の改正規定、第四条中商標法第四十条、第四十一条の二、第六十五条の七及び第七十六条の改正規定、第五条中特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律第十八条の改正規定、第六条中工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第四十条の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）並びに第七条及び第八条の規定並びに附則第二条第二項から第六項まで、第三条第二項及び第三項、第四条第一項、第五条第一項、第七条から第十一条まで、第十六条並びに第十九条の規定　平成十六年四月一日

第二条から第六条まで省略

（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の改正に伴う経過措置）

第七条　一部施行日前にした特許出願（一部施行日前の特許出願の分割等に係る特許出願を除く。）、実用新案登録出願（一部施行日前の実用新案登録出願の分割等に係る実用新案登録出願を除く。）、意匠登録出願（一部施行日前の意匠登録出願の分割等に係る意匠登録出願を除く。）、商標登録出願（一部施行日前の商標登録出願の分割等に係る商標登録出願を除く。）、商標権の存続期間の更新登録の申請、防護標章登録出願（一部施行日前の防護標章登録出願の分割等に係る防護標章登録出願を除く。）、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願及び平成八年商標法改正法附則第十一条第一項に規定する重複登録商標に係る商標権の存続期間の更新登録の出願に係る第六条の規定による改正後の工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第四十条第一項に規定する

手数料に係る同条第三項及び第四項の規定の適用については、これらの規定中「国」とあるのは、「国、特許法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第四十七号。以下この条において「平成十五年改正法」という。）第一条の規定による改正前の特許法第百七条第二項に規定する独立行政法人（当該手数料が特許に関するものである場合におけるものに限る。）、平成十五年改正法第二条の規定による改正前の実用新案法第三十一条第二項に規定する独立行政法人（当該手数料が実用新案登録に関するものである場合におけるものに限る。）、平成十五年改正法第三条の規定による改正前の意匠法第四十二条第二項に規定する独立行政法人（当該手数料が意匠登録に関するものである場合におけるものに限る。）又は平成十五年改正法第四条の規定による改正前の商標法第四十条第三項に規定する独立行政法人（当該手数料が商標登録又は防護標章登録に関するものである場合におけるものに限る。）」とする。

第八条から第一八条まで省略

附　則（平成一五年法律第六一号抄）

（施行期日）

第一条　この法律は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行の日から施行する。

第二条から第四条まで省略

附　則（平成一六年法律第七九号抄）

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第六条の規定　公布の日

二　第一条中特許法第百九十五条第七項の改正規定、第二条中実用新案法第五十四条第六項の改正規定及び第三条中工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第十四条から第十六条までの改正規定並びに附則第四条第一項の規定　公布の日又は平成十六年四月一日のいずれか遅い日

三　第三条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び第五条の規定並びに附則第四条（第一項を除く。）、第五条、第八条及び第九条の規定　平成十六年十月一日

第二条及び第三条省略

（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の改正に伴う経過措置）

第四条　第三条の規定による改正後の工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（以下「新特例法」という。）第九条第一項又は第三十六条第一項の登録を受けようとする者は、附則第一条ただし書第三号に掲げる規定の施行前においても、その申請を行うことができる。新特例法第二十二条第一項（新特例法第三十九条において準用する場合を含む。）の規定による業務規程の認可の申請についても、同様とする。

2　附則第一条ただし書第三号に掲げる規定の施行の際現に第三条の規定による改正前の工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（以下「旧特例法」という。）第九条第一項の指定を受けている者は、同号に定める日（以下「一部施行日」という。）に新特例法第九条第一項の登録を受けたものとみなす。

3　附則第一条ただし書第三号に掲げる規定の施行の際現に旧特例法第三十六条第一項の指定を受けている者は、一部施行日に新特例法第三十六条第二項の経済産業省令で定める区分のすべてについて同条第一項の登録を受けたものとみなす。

4　前二項に定めるもののほか、一部施行日前に旧特例法又はこれに基づく命令の規定によってした処分、手続その他の行為であって、新特例法又はこれに基づく命令の規定に相当の規定があるものは、新特例法又はこれに基づく命令の相当の規定によってしたものとみなす。

5　第四条の規定による改正後の工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（以下「新々特例法」という。）第三十九条の二の登録を受けようとする者は、この法律の施行前においても、その申請を行うことができる。新々特例法第三十九条の七の規定による先行技術調査業務規程の届出についても、同様とする。

6　旧特例法第九条第一項に規定する情報処理業務に従事する同項に規定する指定情報処理機関の役員又は職員で

あった者に係る当該業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務及び旧特例法第三十六条第一項に規定する調査業務に従事する同項に規定する指定調査機関の役員又は職員であった者に係る当該業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、附則第一条ただし書第三号に掲げる規定の施行後も、なお従前の例による。

7　附則第一条ただし書第三号に掲げる規定の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同号に掲げる規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔趣　旨〕

本条は、指定調査機関制度等の見直しに係る経過措置について定めている。

一項は、指定制度から登録制度に移行するに当たり、施行日以後でないと登録の申請をすることができないとしたのでは、新たに登録機関となろうとするものが、施行直後に業務を開始することができなくなることが考えられる。新規参入を促進する観点からは、既存の機関と新規参入する機関が施行時に同時に同一のスタートラインに立つことを可能とする必要がある。このため、登録の申請及び業務開始前に行うことが義務付けられている業務規程の認可の申請については、施行日前から行うことができることとする。

二項及び三項においては、改正前の規定に基づく指定の改正後の規定に基づく登録へのみなし規定を定めている。

改正前の規定に基づき指定を受けている者もすべて改正後の規定の施行に伴い新たな登録の手続を行わなければならないこととすると、場合によっては、改正後の規定の施行時に新法に基づく登録を受けている者が一つも存在しない、という事態も起こりうる。

他方、改正後の規定における登録の基準は、公益法人要件を削除したり、機関の乱立防止に係る要件を削除するなど、改正前の規定における指定の基準を緩和するものであり、改正前の規定に基づき指定を受けている者は、改正後の規定における登録の基準にも適合しているものとみなすことが可能である。

また、施行に伴い、登録機関は三年を下らない政令で定める期間ごとに登録の更新を受けることとなるが、改正前の規定に基づいて指定を受けている者をそのまま改正後の規定において登録を受けている者とみなす場合、いつの時点で登録の更新を受ける必要があるかを明らかにする必要がある。

このため、改正前の規定に基づき指定を受けている者は、施行日に改正後の規定に基づく登録を受けたものとみなすこととする。

なお、登録調査機関については登録の区分が新設されるが、これは改正前の規定に基づく指定調査機関の行う業務を細分化したものであるから、改正後の規定に基づく指定調査機関が行うことのできる業務範囲は、改正前の規定に基づく全ての区分の範囲と同様である。したがって、改正前の規定に基づく登録調査機関は、すべての区分について登録を受けたものとみなすこととする。

四項は、改正前の規定と改正後の規定との連続性を保たせるため、改正前の規定又はこれに基づく命令の規定によってした処分・手続等で改正後の規定又はこれに基づく命令の規定に相当の規定があるものについては、改正後の規定又はこれに基づく命令の規定によってしたものとみなすこととする。

五項は、特定登録調査機関制度を導入するに当たり、施行日以後でないと登録の申請をすることができないとすると、施行直後に特定登録調査機関の登録を受けている者が存在しない事態が考えられる。このため、登録の申請及び業務開始前に行うことが義務付けられている先行技術調査業務規程の届出については、施行日前から行うことができることを規定する。

六項及び七項は、指定機関の役職員の秘密保持義務及び役職員への罰則の適用（附則四条六項及び七項）について規定している。

改正前の規定においては、指定機関の役職員及び役職員であった者に対する秘密保持義務を課しているが、この義務は、指定機関制度が廃止された後も存続することとするとともに、秘密保持義務違反に対しては改正前の規定に基づく罰則が適用されることとする。

また、その他施行日前にした行為について、改正前における罰則の規定は施行日以後も適用があることを明確化する。

第五条から第九条まで省略

附　則（平成一七年法律第八七号抄）

1　この法律は、会社法の施行の日〔公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日（平成一八年政令第七七号により平成一八年五月一日）〕から施行する

附　則（平成二〇年法律第一六号抄）

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日〔平成二〇年政令第四〇

三号により平成二一年四月一日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第六条の規定　公布の日

二　第一条中特許法第百七条第一項の改正規定、第四条中商標法第四十条第一項及び第二項、第四十一条の二第一項及び第二項、第六十五条の七第一項及び第二項並びに第六十八条の三十第一項各号及び第五項の改正規定並びに次条第五項、附則第五条第二項及び第七条から第十三条までの規定　公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日〔平成二〇年政令第一八二号により平成二〇年六月一日〕

三　第一条中特許法第二十七条第一項第一号及び第九十八条第一項第一号の改正規定、第二条中実用新案法第四十九条第一項第一号の改正規定、第三条中意匠法第六十一条第一項第一号の改正規定並びに第四条中商標法第六十八条の二十七第一項及び第二項の改正規定　平成二十年九月三十日

四　第五条中工業所有権に関する手続等の特例に関する法律目次の改正規定、第三章の章名の改正規定、第十五条の次に一条を加える改正規定及び第十六条の改正規定　平成二十一年一月一日

附　則（平成二三年法律第六三号抄）

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日〔平成二三年政令第三六九号により平成二四年四月一日〕から施行する。

第二条から第一四条まで省略

（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第一五条　この法律の施行の日前に登録された特許権若しくは実用新案権についての通常実施権又は特許権についての仮通常実施権に係る情報であって前条の規定による改正前の工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第十二条第三項において準用する旧特許法第百八十六条第三項（旧実用新案法第五十五条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により閲覧又は書類の交付を行わないものとされたものについての閲覧又は書類の交付については、前条の規定による改正後の工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第十二条第一項又は第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第一五条から第二四条まで省略

附　則（平成二六年法律第三六号抄）

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日〔平成二七年政令第二五

号により平成二七年四月一日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第九条の規定　公布の日〔平成二七年二月一八日外務省告示第四四号により同年五月一四日〕

二　第四条中商標法第七条の二第一項の改正規定　公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日〔平成二六年政令第二〇七号により平成二六年八月一日〕

三　第三条中意匠法目次の改正規定、同法第二十六条の二第三項の改正規定、同法第六十条の三を同法第六十条の二十四とする改正規定、同法第六章の次に一章を加える改正規定並びに同法第六十七条第一項及び第七十三条の二第一項の改正規定並びに第六条中弁理士法第二条、第四条第一項、第五条第一項、第六条及び第七十五条の改正規定並びに附則第十条及び第十一条の規定並びに附則第十二条中工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第十二条第一項第二号の改正規定　意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定が日本国について効力を生ずる日〔平成二七年五月一三日〕

（平成十一年改正法の一部改正）

第一三条　特許法等の一部を改正する法律（平成十一年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の見出し中「改正」を「一部改正」に改め、同条第二項中「同法第四十六条第五項」を「同法第四十六条第六項」に改め、「により」の下に「この法律の」を加え、「第一条の規定による改正後の」及び「（以下「新特許法」という。）」を削り、「新特許法第四十六条第五項」を「同法第四十六条第六項」に改め、同条第三項

中「新特許法」を「第一条の規定による改正後の特許法（以下「新特許法」という。）」に改める。

〔**趣　旨**〕

特許法の経過措置の改正のため、特許法の附則の〔趣旨〕を参照。

（**平成十四年改正法の一部改正**）

第一五条　特許法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の見出し中「改正」を「一部改正」に改め、同条第二項中「第四十八条の十六第六項」を「第四十八条の十六第五項」に改める。

附則第三条の見出し中「改正」を「一部改正」に改め、同条第一項中「第四十六条第五項」を「第四十六条第六項」に改める。

〔**趣　旨**〕

特許法の経過措置の改正のため、特許法の附則の〔趣旨〕を参照。

（**平成十五年改正法の一部改正**）

第一六条　特許法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の見出し中「改正」を「一部改正」に改め、同条第三項中「第四十六条第五項」を「第四十六条第

六項」に改める。

〔趣　旨〕

特許法の経過措置の改正のため、特許法の附則の〔趣旨〕を参照。

（平成十八年意匠法等改正法の一部改正）

第一七条　意匠法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第五条の見出し中「改正」を「一部改正」に改め、同条第四項中「第四十三条の二第二項」を「第四十三条の三第二項」に改める。

附則第八条第一項中「前条第四項」を「前条第三項」に改める。

〔趣　旨〕

商標法の経過措置の改正のため、商標法の附則の〔趣旨〕を参照。

附　則（平成二六年法律第六九号抄）

（施行期日）

第一条　この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日〔平成二七年政令第三九〇号により平成二八年四月一日〕から施行する。

（経過措置の原則）

第五条　行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

（訴訟に関する経過措置）

第六条　この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であって、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあっては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

2　この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された処分その他の行為であって、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3　不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであって、この法律の施行前に提起され

たものについては、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第九条　この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第一〇条　附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附　則（平成二八年法律第五一号抄）

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日〔平成二九年政令第一八号により同年五月三〇日〕から施行する。ただし、附則第三条及び第四条の規定は、公布の日から施行する。

附　則（平成二九年法律第四一号抄）

（施行期日）

第一条　この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第四十八条の規定は、公布の日から施行する。

附　則（平成三〇年法律第三三号抄）

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日〔平成三〇年政令第二五七号により令和元年七月一日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第十八条及び第三十四条の規定　公布の日

二　第三条中特許法第三十条第一項及び第二項の改正規定、第四条中意匠法第四条第一項及び第二項の改正規定並びに第五条中商標法第十条第一項の改正規定並びに附則第十条、第十二条、第十四条、第十六条及び第三十三条の規定　公布の日から起算して十日を経過した日

三　第一条中不正競争防止法第二条第一項第十一号の改正規定（同号を同項第十七号とする部分を除く。）、同項第十二号の改正規定（同号を同項第十八号とする部分を除く。）、同条第七項の改正規定（「（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）」を削る部分及び同項を同条第八項とする部分を除く。）及び第十九条第一項第八号の改正規定（「第二条第一項第十一号及び第十二号」を「第二条

第一項第十七号及び第十八号」に、「同項第十一号及び第十二号」を「同項第十七号及び第十八号」に改める部分及び同号を同項第九号とする部分を除く。）並びに次条第二項及び附則第六条の規定　公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日〔平成三〇年政令第二五七号により同年一一月二九日〕

四　第三条中特許法第百七条第三項の改正規定、第百九条の見出しを削り、同条の前に見出しを付し、同条の次に一条を加える改正規定、第百十二条第一項及び第六項の改正規定、第百九十五条第六項の改正規定並びに第百九十五条の二の見出しを削り、同条の前に見出しを付し、同条の次に一条を加える改正規定並びに第六条及び第七条の規定並びに附則第十一条、第十五条、第二十三条及び第二十五条から第三十二条までの規定　公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日〔平成三一年政令第一号により同年四月一日〕

五　第四条中意匠法第十五条第一項及び第六十条の十の改正規定並びに附則第十三条の規定　公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日〔令和元年政令第一三号により同二年一月一日〕

第二条から第一七条まで　省略

特許法、実用新案法、意匠法、商標法及び国際出願法の附則各条の〔趣旨〕参照。

（政令への委任）

第一八条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含

む。）は、政令で定める。

第一九条から第三五条まで　省略